

今後の化学物質による環境リスク対策の在り方に係る国民意見の概要

【 国民意見の募集方法 】

募集期間：平成10年10月16日～11月15日

周知方法：環境庁記者クラブへのお知らせ、環境庁インターネットホームページ、その他様々な機会に周知

提出方法：郵送、ファックスまたは電子メールにより事務局(環境安全課)へ

関連資料は、環境安全課で配布した他、環境庁インターネットホームページに掲載

【 意見提出者の概要 】

No	地域	提出者	年齢	性別	意見	呼称	団体名・業種	No	地域	提出者	年齢	性別	意見	呼称	団体名・業種
01	京都府	大学個人	?	男		-		16	島根県	個人	66	女		-	
02	東京都	業界団体	-	-			農薬工業会	17	東京都	NGO	-	-			遺伝毒性を考える集い
03	東京都	大学個人	62	女				18	福岡県	行政	-	-		-	北九州市環境局環境保全部環境管理課
04	東京都	NGO	-	-			ハルティーズ研究会PRTRラウンドテーブル	19	福岡県	行政個人	-	男		-	
05	神奈川県	個人	49	男				20	東京都	個人	47	男			
06	京都府	大学個人	57	男				21	長崎県	大学個人	47	男		-	
07	神奈川県	個人	?	男	-			22	神奈川県	行政個人	?	男		-	
08	東京都	企業個人	?	男			化学工業	23	東京都	NGO	-	-			世界自然保護基金日本委員会
09	東京都	企業個人	55	男			化学工業	24	新潟県	行政個人	44	男		-	
10	福岡県	大学個人	39	男		-		25	東京都	業界団体	-	-		-	日本化学工業協会PRTR検討分科会
11	神奈川県	企業個人	55	男		-	印刷インキ製造・販売並びに印刷資材販売	26	北海道	行政	-	-		-	北海道環境生活部環境保全課
12	東京都	企業	-	-		-	非鉄金属製造業	27	神奈川県	個人	?	男		-	
13	東京都	企業個人	?	?			不明	28	北海道	行政個人	29	男		-	
14	東京都	業界団体	-	-		-	印刷インキ工業会	29	北海道	行政個人	40	男		-	
15	大阪府	企業個人	?	男		-	炉工業	30	広島県	行政個人	50	男		-	

No	地域	提出者	年齢	性別	意見	呼称	団体名・業種	No	地域	提出者	年齢	性別	意見	呼称	団体名・業種
31	東京都	行政	-	-		-	東京都環境保全局	59	愛知県	個人	29	男		-	
32	神奈川県	行政個人	47	男				60	愛知県	個人	23	女		-	
33	神奈川県	行政	-	-		-	神奈川県環境部	61	東京都	個人	37	男		-	
34	東京都	研究個人	56	女		-		62	宮城県	個人	39	男			
35	千葉県	行政	-	-		-	千葉県環境部環境調整課	63	大阪府	個人	?	?		-	
36	神奈川県	個人	?	男		-		64	長崎県	個人	50	女			
37	新潟県	行政	-	-		-	新潟県環境生活部環境対策課	65	?	個人	?	男		-	
38	大阪府	大学	-	-		-	大阪大学保全科学研究センター	66	長崎県	個人	39	女		-	
39	東京都	業界団体	-	-		-	電気事業連合会	67	大阪府	個人	40	女		-	
40	東京都	その他	-	-		-	弁護士グループ	68	東京都	個人	35	女		-	
41	東京都	NGO	-	-		-	公害・地球環境問題懇談会	69	富山県	個人	38	女		-	
42	石川県	NGO	-	-		-	豊かな自然と健康を考える会	70	富山県	個人	28	女		-	
43	兵庫県	大学個人	42	男		-		71	石川県	個人	64	女			
44	神奈川県	個人	48	女		-		72	東京都	NGO個人	?	男		-	
45	東京都	NGO	-	-			日本生活協同組合連合会	73	石川県	個人	41	男		-	
46	石川県	大学個人	37	男		-		74	埼玉県	大学個人	?	男		-	
47	神奈川県	大学個人	53	男		-		75	大阪府	個人	42	男			
48	石川県	個人	51	男		-		76	宮城県	個人	24	男		-	
49	石川県	個人	42	男		-		77	?	個人	?	?	-		
50	石川県	個人	43	男		-		78	茨城県	個人	26	女		-	
51	宮城県	個人	26	女		-		79	富山県	個人	35	男		-	
52	宮城県	個人	49	男		-		80	石川県	個人	28	女		-	
53	島根県	個人	?	?				81	滋賀県	個人	43	男		-	
54	愛知県	個人	34	女		-		82	愛知県	大学個人	35	男		-	
55	岐阜県	個人	52	女		-		83	富山県	個人	24	男		-	
56	愛知県	個人	27	男		-		84	山梨県	大学個人	42	女		-	
57	愛知県	個人	42	男		-		85	富山県	個人	25	男		-	
58	愛知県	個人	33	男		-		86	富山県	個人	55	男		-	

No	地 域	提 出 者	年齢	性別	意見	呼称	団体名・業種	No	地 域	提 出 者	年齢	性別	意見	呼称	団体名・業種
87	富山県	個人	27	男		-		106	石川県	個人	44	女			
88	富山県	個人	26	男		-		107	石川県	NGO個人	41	女		-	
89	富山県	個人	29	男		-		108	石川県	NGO個人	41	男		-	
90	富山県	個人	35	女		-		109	兵庫県	研究個人	59	男			
91	富山県	個人	28	男		-		110	東京都	個人	34	女		-	
92	北海道	個人	33	男		-		111	群馬県	NGO	-	-		-	ストップ・フロン全国連絡会
93	神奈川県	大学個人	49	男		-		112	神奈川県	大学個人	42	男		-	
94	石川県	個人	36	男				113	神奈川県	個人	58	男			
95	大阪府	個人	40	女		-		114	石川県	個人	55	男			
96	兵庫県	個人	31	女		-		115	神奈川県	個人	?	?			
97	埼玉県	NGO個人	?	男		-		116	長崎県	個人	44	男		-	
98	福島県	大学個人	38	男		-		117	東京都	NGO個人	38	女		-	
99	大分県	大学個人	30	男		-		118	富山県	NGO個人	44	男		-	
100	大阪府	個人	35	女		-		119	兵庫県	行政	-	-		-	兵庫県水質課
101	大阪府	NGO	-	-			Alternatives	120	愛知県	行政	-	-		-	愛知県環境部
102	兵庫県	個人	34	女		-		121	神奈川県	NGO	-	-		-	生活協同組合コープかながわ
103	東京都	個人	40	男		-		122	兵庫県	NGO	-	-		-	生活協同組合コープこうべ
104	神奈川県	個人	38	女		-		123	東京都	NGO	-	-		-	主婦連合会
105	千葉県	NGO	-	-		-	化学物質問題市民研究会	124	東京都	NGO	-	-		-	消費科学連合会

個人/団体・所属別					提出数		地域別 提出数 (不明 2)						
個人	企 業	5	団体	企 業	1	北海道	4	千葉県	2	山梨県	1	兵庫県	6
	大 学	15		業 界	4	宮城県	4	東京都	26	岐阜県	1	島根県	2
	行 政	8		NGO	14	福島県	1	神奈川県	16	愛知県	8	広島県	1
	研 究	2		行 政	7	茨城県	1	新潟県	2	滋賀県	1	福岡県	3
	NGO	6		大 学	1	群馬県	1	富山県	12	京都府	2	長崎県	4
	その他	60		その他	1	埼玉県	2	石川県	13	大阪府	8	大分県	1
合 計		96	合 計		28	合 計					124		

【 ．主な意見】(中間答申案に沿って事務局において抽出・整理)

「同様意見 件」とは、類似意見の総数を指す。

1 化学物質に関する環境保全対策の現状と課題

1 - 1 我が国における対策の現状

製品の材料を明示し消費者の選択を可能とすること。(同様意見 2 件：大学個人、行政)

農薬を含む化学物質に関する有害性、排出・使用量、汚染状況等の情報を公開する。(同様意見多数：個人)

有害性や排出状況、環境濃度、製品中の含有量等、化学物質に関する情報が不足している。(同様意見 1 6 件：個人)

ダイオキシン対策を充実させる(同様意見 7 件：大学個人、個人)

1 - 2 今日の化学物質問題と環境保全上の課題

環境に係る法律の各々の目的を再確認し、抜けがなく、また重複するところがないような法体系としておくべき。

予防的観点から灰色物質にも対応する。

化学物質に対する責任の所在が不明確。基本的には事業者が責任を負うべき。化学物質の数が膨大という消極的な理由ではなく、事業者の自主管理と情報公開、市民の社会監視と最終的な自己決定、及び行政の意志決定過程の透明化に基づいた新たな化学物質管理制度の必要性を積極的に評価、推進する。

1 - 4 今後の化学物質対策の基本的な方針

環境庁が日本の化学物質総合管理を行うべき。(同様意見 3 件：大学個人、個人)

化学物質による環境リスク対策は、大気汚染対策等の個別環境対策との有機的連携を図ることが必要。

産業保護よりも環境・健康保護を優先させる。

既存の個別規制法を「現在の」環境リスクや新たな管理体系と整合性を取り、それらを取り込んだ形で全体的な管理体系の在り方を具体的に記述する。

生態系への取組を行う。(同様意見 1 1 件：NGO、研究個人、大学個人、個人、その他)

危険性が立証されるまで放置せず、安全性が立証されるまでは許可しない。

(同様意見 4 件：個人、NGO個人)

2 PRTRを機軸とする化学物質対策の展開

2 - 1 PRTR導入の背景

我が国でも制度化の定着を推進することは重要。しかし、混合物からなる少量多品種を扱う業界では実施時の問題が多い。

英国にならい、単に排出量報告にとどまらず、許認可制度あるいは環境アセスのフォローアップとしてPRTR組み合わせることで、環境管理を目指す。

2 - 2 PRTRに期待される多面的な意義

事業者の自主的取組の促進による行政上の負担の軽減、行政における化学物質関連情報の集約、政策の企画立案への活用等の役割が期待される。

PRTRの最終的な目的は環境リスクの削減。実施方法やデータ活用など、いずれもその観点から判断する。

化学物質のリスク評価及び管理が精密かつ効率的に行えるようにする。

地域環境保全だけでなく地球環境保全にも貢献できる制度運用を図る。

PRTR制度の推進は国民だけでなく事業者にも有益である点を強調する。

2 - 3 PRTRにより得られる情報の公表及びリスクコミュニケーション

PRTR制度を実施し情報を開示し、全セクターの努力のもと、リスクコミュニケーションの発展を図る。

リスクコミュニケーションは現状では対応困難。国による有害性等の情報提供体制の整備を待って検討する。

リスクコミュニケーションの検討に当たっては、廃棄物処理や放射性物質管理等の実例を参考にする。

リスクコミュニケーターについては、センターの設置や資格制度を取り入れる。

リスクコミュニケーションの実施には、トータルリスクの評価できる相当数の専門家の育成が必要。そのための体制整備を行う。

全ての情報を行政、事業者、国民等が平等に共有する制度とする。

提示されている情報や評価を市民が信頼できる体制とする。市民の不信感等を取り除くリスク管理、リスクコミュニケーションを考える。

3 PRTR導入の在り方

3-1 導入に当たっての基本的考え方

法制化・運営管理は環境庁を中心として行う。(同様意見21件：NGO、企業個人、個人、大学、大学個人、行政個人、その他)

化審法の改正ではなく単独法として立法化する。(同様意見3件：その他、大学個人、個人)

既存の法律との整合性を取り、二重規制とならないようにする。

既存の諸報告と重複を避け、一本化する。

法制化を二省庁で別個に検討している現状を是正する。(同様意見3件：業界団体、行政)

国、地方自治体、事業者の役割を明確にする。

自治体と環境庁の役割は大きい。縦割りのままでは適切な対策はできない。PRTR実施は全国統一的な手法とすべきだが、地方自治体が独自に行う取組を妨げないようにする。

PRTRは地方分権政策であり、国の関与は最低限にとどめる。環境管理は地域住民により進めるべきであり、リスクの在り方としては、行政は市民活動の人材育成をサポート、事業者側の人材育成は自己責任で行う。

全国統一の制度で調査する部分の他、地域特性に応じた環境リスクが的確に把握できるようにする。

化学物質削減に当たっては、事業者の自主的取組を考慮する。(同様意見3件：行政、業界団体、大学個人)

産業界の自覚を高め、協力を得られるシステムとする。(同様意見2件：企業個人、NGO)

産業界の自主的取組の評価や国内における合意形成が十分なされていない状況で制度化の議論を行うことは性急。十分時間をかけて慎重に行う。

企業の自主的取組では形式的になりがち。法的規制が必要。(同様意見2件：NGO、大学個人)

十分な検討は必要だが、手遅れとならないよう早期に実施する。

データの公表により地域住民や事業者が化学物質に対する理解を深め、排出量の削減につながる自己判断ができる。

知る権利を重視し、消費者、企業、行政が正確な情報を共有し、共通の目標設定と取組を可能とする。

PRTR制度の効率的な運用と改善のため、行政、事業者、国民、専門家等が加わった各級(国、都道府県、市町村)ごとの委員会を設置する。

PRTRの実施による事業者提供データをいかに評価するかの検討が必要。

制度の信頼性を高め広く活用させるため、事業所に対する内部監査及び外部監査の導入が必要。(同様意見2件：NGO)

システムをスムーズに運用させるためのコンピュータソフトの開発、企業や自治体への提供も急務。

個別事業所ごとの排出量管理だけでなく、一定エリア内の総排出量管理も行えるようにする。

PRTR制度の導入にとどまらずリスク管理が可能となる仕組みを構築する。

PRTR制度においても税制等の経済性の導入は必要。

仕組みの中に見直し条項を入れる。(同様意見3件：業界団体、NGO、大学個人)

生態系への取組を明記する。(同様意見3件：NGO、大学個人)

各セクターの合意形成や検討過程の透明性が確保されるようにする。(同様意見10件：NGO、個人、行政個人)

3-2 PRTRの実施に関する考え方

(1) 排出・移動量報告手続きの考え方

報告の義務化は必要。(同様意見10件：NGO、行政、個人、その他)
自主的なデータ収集方法を認める。

ペナルティを明記する。(同様意見 6 : NGO、行政、個人)

地方自治体による立ち入り調査や勧告等が行えるようにする。(同様意見 2 件 : 行政、その他)

把握された廃棄物移動量をマニフェストへ記載する制度とする。

PRTR導入当初は裾切りを可能な限り避け、段階的に効率的なデータ収集の在り方を模索しながら裾切りを拡大していく。

(2)対象物質

灰色物質についても幅広く対応できるようにする。(同様意見 1 9 件 : NGO、行政、個人、その他、大学個人)

農薬も含め、一本化して取り組む。

農薬は対象物質から除外する。

有害性が確認され規制されている物質は、P R T Rの対象としない。

環境庁と通産省で対象物質に食い違いがある。早急に調整し公表する。

フロンのように直接害がないものについても対象とする。

ハザードの高い物質から優先的に選定する。物質選定の委員会設置に当たっては産業界のメンバーも加える。

リストの見直しは定期的に、比較的容易に行う。

対象物質選定過程は公表し、修正の意見を広く求める。

対象物質に関する基本的な情報を整備し、誰でも利用可能とする。

対象物質が増加し続けないよう、除外条件を設定する。

地方自治体が物質を追加できるようにする。(同様意見 3 件 : 行政、大学個人、個人)

「化合物」として一括表示している物質には、有害性により対象とするには根拠の弱いものもある。有害性の確認されたもののみとする。(同様意見 2 件 : 企業個人、業界団体)

混合物の取扱は、対象物質含有率の裾切り(1%)を下げるべきでない。

MSDSとの整合性を取るため、対象物質含有率の裾切りは5%とする。

混合物における含有率については、現行諸法規制との整合性を取る。

(3)対象事業場

中小企業にも報告を求める。(同様意見 5 件 : 行政個人、個人、NGO、NGO個人)

裾切りの考え方は良いが、一定規模以下であっても大量または多種の化学物質を使用するものがある点に配慮する。

化学物質を排出している可能性のある事業所は対象とする。

事業所数の多い業界では、裾切りの値に配慮が必要。

報告の裾切りは、従業員数を小さく、取扱量を大きくする。

自治体が対象事業所を追加できるようにする。(同様意見 2 件 : 行政、大学個人)

(4)報告内容

排出量・移動量だけでなく、取扱量・保管量・使用量等も報告対象とする。

(同様意見 1 0 件 : NGO、大学個人、行政、その他、NGO個人、個人)

(5)報告対象事業場による排出・移動量の報告に関する支援

データの精度はハザードリスクを考慮し物質ごとに定める。

データの収集法についても自主的な方法を認知する。

川上業界である原料メーカーにおいて制度定着を先行し、川下企業は猶予期間を持つよう配慮する。

情報伝達手段をMSDSのみとせず、別途手段を検討する余地を残す。

中小事業所に対しては算定方法に関する支援をきめ細かに行う。

中小事業所には報告義務の免除ではなく経済的負担の軽減策を取る。

中小事業所に対しては、系列事業者または同業者による相互支援体制(共同連帯責任)を検討する。

報告には電子的な情報網を最大限利用し、それ以外の手段は補足的に用意するにとどめる。

(6)報告対象事業場以外からの排出量の把握

事業所以外の発生源の取扱いについて適正を期す。

非点源排出は国が標準手法を示した上で、地方自治体が推計する。
国は非点源発生源の推計制度の向上に努める。

(7)国と地方公共団体との連携

報告において、地方自治体の関与が必要。(同様意見23件：大学個人、個人、NGO、行政、行政個人、研究個人)

対策において、地方自治体の役割が重要。(同様意見21件：個人、その他、行政、大学個人、研究個人、行政個人、大学、NGO)

自治体の関与の程度については、広く自治体の意見を聞き、最大公約数で対処する。

報告は二重報告や上乘せ・横出し規制とならないよう、国が中心となって集計する。

国は基本的枠組みを提示する。

地方自治体においても、担当セクションの新設等実施体制の整備が必要。

国における地方自治体の財政支援が必要。(同様意見2件：行政)

自治体の立ち入り権限を確立する。

(8)情報の公表等についての考え方

排出データは、工場・事業所単位まで公表する。(同様意見18件：大学個人、NGO、企業個人、行政個人、行政、個人)

PRTR法制化に当たっては「知る権利」を明記。(同様意見5件：NGO、その他)

集計した「わかりやすい」データとともに、詳細情報も一律公開する。請求ベースでの公開では不足。

リスク評価を欠いたまま個別事業所データを公開すれば、いたずらに社会的混乱を招くこともある。国単位・都道府県単位等の段階を踏んで公表する。

(同様意見2件：企業、業界団体)

必ずしも事業所単位の公表を行う必要はない。

排出・移動の把握は地域別公表で目的を達しうる。

個別事業所データの公表はあくまで事業者の自主性に委ねるべき。

情報提供が事業所にとってメリットとなるようにする。

市民にもわかりやすいデータを公表する。(同様意見5件：個人、NGO個人、NGO)

排出データだけでなくリスク評価結果も公表する。

物性・毒性データも詳細に提供する。(同様意見2件：NGO、大学個人)

個別事業所の位置づけが公平に判断されるよう、非点源や地域の情報についても同時に集計・公表する。

公表に当たっては、対象物質を一律に扱わず、「有害物質」とそれ以外というように明確に区分する。

PRTRの中で廃棄物処理に係るデータも公表する。

複数の媒体を用いて情報公開を行う。(同様意見3件：その他、個人、NGO)

電子媒体で公表するのは、現時点では公平性に欠ける。地域にインターネット端末を整備する等のインフラ整備が必要。

情報公開は無料とする。(同様意見4件：その他、個人)

企業秘密の保護については、国に中立機関を設置し審査する。(同様意見2件：業界団体、大学個人)

メーカーによっては成分情報が非常に重要。企業機密条項は必要。

企業秘密は考慮すべきだが、一律のルールを決めるのみでよい。保護すべき企業秘密は厳格な判断基準・透明性を確保して認める。(同様意見2件：NGO、個人)

企業秘密を理由に情報公開が大幅に阻害されてはならない。(同様意見3件：その他、NGO、大学個人)

(9)リスクコミュニケーションの在り方

中小企業や市民に対し、有害物質排出を抑制させる教育を行う。

リスクコミュニケーションにおけるNGOの役割を明確にする。(同様意見3件：NGO、NGO個人、個人)

NGOが育つような基盤をつくる。(同様意見2件：NGO)

不確実なことでも積極的に公開する。(同様意見2件：大学個人、個人)

データの一人歩きよりもデータの隠匿を危惧。(同様意見2：NGO、個人)

データの一人歩きについても事業者側が責任を持つ。

市町村で専門知識を持つ人を養成すると同時に、民間にも講習会を開くなど、ソフト面の取組をする。

市民・事業者・行政が対等に取り組む基盤が必要。

情報はできる限り公開し市民の意見を求める。

(10) P R T R データの活用の在り方

データ活用は各主体の自発性に委ねる。

単に地域の事業所との対話ができるだけでなく、地域、全国レベルで行政、事業者と同じテーブルで国民がリスク管理に参加できる仕組みを作る。

状況だけでなく影響のモニタリングも充実する。

国際動向を踏まえ政策を決定する。PRTRについては、制度の利害関係者の参加や潜在的汚染物質によるリスク削減に有効となるよう制度設計すべき。

排出量をいかに削減するかを答申がほしい。

PRTRデータの公表により国民に不安を生じさせないため、化学物質のリスク評価が必要なことから、国が率先して研究や情報収集する。

将来的には、SOx, NOxはじめあらゆる環境負荷の把握・公表が可能なシステムとする。

リスク評価のために必要なのは発生源データであり、会社単位で集計したデータではあまり役に立たない。

知る権利を充足するためのPRTRと別に、行政目的のためのより詳細な情報を含んだ調査を整備する。

消費生活面で環境負荷のより少ない道を選ぶ助けとなる情報を提供する。

国は都道府県間における化学物質排出・移動の状況及び全国的状況に応じ、広域的な観点から化学物質対策を実施する。

管理・削減に向けたシステムを示してほしい。

4 今後取り組むべき事項

ハザード情報・リスク情報の不備をP R T R制度実施遅延の理由としない。

対象物質の多さ、データ収集に要する時間を考えると、優先順位付けが必要。環境負荷の低減を図るため、点源排出者である事業者及び非点源排出者である国民の各々の役割や責務等を明記する。

都道府県が地域における環境リスクを評価できるよう、市町村あるいはそれ以下のレベルでの評価が可能なシステムを開発する。

PRTRのリスク評価を行うのは行政。一方、ハザードデータの充実については、企業側の任務である。

PRTR制度化においては、対象物質のハザード・リスク評価を充実させることが必要。その上で、行政サイドにおいて健康影響との因果関係をわかりやすい形で情報公開する。

PRTR制度の一層の充実のため、海外のPRTR関連情報との相互比較や集計のため、海外データベースとの連携が必要。

5 その他

意見募集期間が短い。(同様意見2件：その他、個人)

意見募集の周知が不十分。(同様意見5件：その他、個人、NGO個人)

意見を公募したのは評価するが、積極的姿勢とは言えない。

意見を求めたら、それをまとめるとともに回答も含めて公開すべき。

環境保健部会の構成員に疑問を感じる。

今回の諮問はこれまでの枠にはめられない新たな問題であり、検討に当たっては新たな審議会メンバーや審議スタイルを要する。

【 . 提出意見の概要】(中間答申案に沿って事務局において整理)

1 . 化学物質に関する環境保全対策の現状と課題

項 目	意見の概要	備	考
1-1 我が国における 対策の現状 (個別の汚染事例 や過去の対策など についての意見)	<p>環境ホルモンやダイオキシンによる汚染について、特に次の点を要望。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品に使用されている材料を明示し、消費者の選択を可能にすること ・プラスチック類に関しては、プラスチックの種類だけでなく可塑剤についても表示を義務づけること 	01	大学個人
	<p>内分泌攪乱化学物質問題等に鑑み、消費者が手にする製品については、製品中に含まれる化学物質に関する情報が公開される仕組みを検討されたい。</p>	31	行政
	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却炉からのダイオキシンをはじめ、人体や自然環境に有害な物質を規制する法律を作ってほしい。 ・環境ホルモンの恐ろしさや予防法をもっと国民に知らせてほしい。 ・ダイオキシンについて、大型焼却炉からの排出量や周辺土壌や地下水の値を公報で知らせてほしい。 	50	個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・全国各市町村がどれだけ農薬を使っているのか、マスコミを通じて知りたい。(街路樹に使っているものについても) ・外国に輸出している有害化学物質の量等について、詳しい情報を国民に提供してほしい。 	51	個人
	<p>思い切った排気ガス規制を自動車に対して行ってほしい。</p>	52	個人
	<p>化学物質で害になるもの、過去に害があったものすべて、使用したら法律で罰してほしい。</p>	54	個人
	<p>「いのち」と「安全」と「未来」を大切に考える法律を作ってほしい。</p>	55	個人
	<p>地震などの災害で放出される化学物質の量や、どのくらい汚染が起こるのかわかるようにしてほしい。</p>	56	個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとつひとつの工業製品について、その製造に関わる有害物質廃棄量を表示することを制度化してほしい。 ・有害性が判明するまで使用を許すのではなく、灰色の段階から使用しないルールを確立してほしい。 ・有害物質の影響を市民がもっとよくわかる本を市民一人一人に配布してほしい。 	57	個人
	<p>殺虫剤について、環境ホルモン物質が含まれていないかわかるようにしてほしい。</p>	58	個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬の販売、海外への輸出の禁止。農薬の複合汚染を考え、施策をどんどん実施すべき。罰則はもっと厳しくすべき。 	59	個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・食品や調理器具、日用雑貨品に使われている、あるいは含まれている物質と病気の関係がわかるようにしてほしい。 ・水道水に含まれる有害物質を明確にしてほしい。全国の水道水、浄化施設での薬品の使われ方を知りたい。 ・河川の汚染状況と工場排水、家庭排水に含まれる化学物質の種類と濃度等の情報を知りたい。 ・母乳中に含まれるダイオキシン量と地域性についての情報がほしい。 ・食用肉などの飼料に配合される化学物質の種類と量とその安全性について知りたい。 ・ダイオキシン等有害物質の各国での規制状況、基準値と法的措置などを一元的に見られるようにしてほしい。 ・輸入食品の有害物質の種類と混入量、規制値などの情報を知りたい。 	63	個人

項 目	意見の概要	備	考
1-1 我が国における 対策の現状 (個別の汚染事例 や過去の対策など についての意見)	<ul style="list-style-type: none"> ・病院などの医療機関、老人ホームなどで自己処理されている廃棄物の処理データを公表してほしい。 ・産廃処理業者の抜き打ち検査を行い、排出・残さ・保管データを公表してほしい。 	65	個人
(続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・商品に含まれる化学物質、及びその生産過程で使用されるすべての化学物質が明らかになるよう情報を整備してほしい ・自然災害時に工場等の被害に伴う化学物質流出等の緊急情報が直ちに得られるシステムが必要。 <p>作成されたデータベースはすべての国民に無料で公開されるべきであるし、あらゆる手段で入手できるようにすべき。</p>	66	個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・フロン及び代替フロンを使った製品を廃棄する際の製造企業の責任の法制化が必要。フロンの回収率を上げ、国をあげて安全に無害化できる施設を作ってほしい。代替フロンは温暖化ガスでもあるので、日本でも使用禁止にすべき。 ・ダイオキシン濃度を、ゴミ焼却場付近だけでなく広範囲に調べ、国民に公表し対策を考えてほしい。 	67	個人
	日本の化学物質の排出量は諸外国と比べてどうなのか。日本の基準値を決めた根拠となるものを教えてほしい。	68	個人
	母乳のダイオキシン濃度を病院で簡単に(高いお金を払わず)調べてもらえるようにしてほしい。	69	個人
	日常的に使用されている薬品や化学物質でも、安全性に少しでも疑問のあるもの、人体への影響が懸念されるものについては、表示を義務付けるなどにより、明らかにすべき。また人体や環境への影響が考えられるものは極力使用しないように規制すべき。	70	個人
	化学物質が人体に悪影響を及ぼした例、原因物質名とその量など、現在までに判明した事実を明らかにしてほしい。	71	個人
	過去の公害被害の苦い経験と環境庁の成立経緯、その後の環境汚染の進行と対策の遅れなど、基本認識でのギャップを感じる。環境行政の基本スタンスはどこにあるのか。明確な理念と視点を示し、その上で具体的な施策を行うことが必要。	72	NGO 個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民には知る権利がある。故意に隠さず、勇気を持って各地域での化学物質の量とその影響を公表してほしい。 ・野焼きはダイオキシンを発生するので、これを規制する厳しい法律を作ってほしい。 	80	個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬がどの程度安全なのか知らされていない。具体的に知らせる機関が身近な役場等があればよいと思う。 ・建設資材に含まれる有害物質の表示を義務付ける。ゴミとして処理される建設資材の総量と処理方法について市町村単位での把握が必要。個人業者による焼却や埋め立てについて厳しい罰則とどうしても出る分の受け入れ体制が必要。 	81	個人
	土壌汚染について、どの程度の汚染がありどのような危険性があるか公表してもらいたい。	83	個人
	農薬、化学肥料等、自然界に存在しない物質の使用を禁止する法律を作ってほしい。	86	個人
	化学物質の土壌や河川等の汚染度について、市民から希望があればきちんとした検査を行えるように予算計上をしてほしい。一個人や小さな団体では検査したくても費用がかかり、どのくらいの影響があるのかさえも知ることができない。	87	個人
	諸外国に対する有害物質及び有害性が疑われている物質の輸出入量及び輸出業者の公開を求める。	96	個人

項 目	意見の概要	備	考
1-1 我が国における 対策の現状 (個別の汚染事例 や過去の対策など についての意見) (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミ焼却場においては、排出されるダイオキシンの量等を、連続運転される高温時の量とともに非連続運転を行うものに対しては、低温時から高温時に移行する際に排出される量についても測定、公開すべきである。 ・ すべてのゴミ焼却場において、場内の空気中、土壌中のダイオキシン量を測定するとともに焼却場からの距離に基準を設けて空気中、土壌中のダイオキシン量を測定すべきである。 ・ ダイオキシンの測定に関しては、公募した一般市民の立ち会いのもとに行う。 ・ ダイオキシン測定業者は少なくとも2業者以上で行い、測定誤差を少なく努力をする。 ・ 測定したデータは市の広報で公開する。また、市役所などでいつでも市民が閲覧できるようにする。 	103	個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の化学物質規制は「予防原則」ではなく、「事後対応」で、化学物質の毒性と被害との因果関係が明確になっていることとその物質の代替物が存在していることなどの条件がクリアされないと対策は行われてこなかった。 ・ これまではダイオキシン類のように非意図的、二次的に生成する物質については規制対象とされてこなかった。 ・ これまでの規制は、「単体(単一)規制」と「濃度規制」であり、複数の化学物質による相加相乗作用を考慮した「複数汚染規制」や「蓄積汚染規制」も「総量規制」も行われてこなかった。 ・ 化学物質関連法は様々あるが、各種法が所管が省庁ごとに異なり、総合的・体系的基本法がないため、総合的な規制や対策が行われてこなかった。 ・ 化学物質の環境排出後の追跡が全く行われてこなかった。従って、生態系や人体への影響について適切なリスク評価も行われてこなかった。 ・ 化学物質の製造、使用、廃棄等に関する情報の公開が極めて不十分であった。 ・ 世界各国における化学物質に関する情報の収集と対策への反映が立ち遅れてきた。 ・ 化学物質に関する情報の積極的な提供等、国民の理解を得る努力が立ち遅れてきた。 	105	N G O
	<p>フロン対策について活動を続けてきたが、今もってフロンは大気中に排出されており、解決していない。原因はいろいろあるが、以下のことに集約される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質が環境に及ぼす影響についての危険性が十分に認識されていない。特にフロンについては直接人間に対し有害でないため、国内で主体的に解決しようという行動はとられず国際的圧力で規制が始まったという経過を辿ってきた。 ・ オゾン層保護法が策定されたが、これは通産省と環境庁の共管になっており、特にフロンの規制は通産省に権限があるために、国際的な協定を最低限守るという趣旨になってしまった。その後、廃棄過程において排出されるフロンについて規制できず、解決策が打ち出せずにいる。 	111	N G O

項 目	意見の概要	備	考
1-1 我が国における 対策の現状 (個別の汚染事例 や過去の対策など についての意見) (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・フロンの回収については企業の自主的な行動に任せているが、最も大量に放出している自動車については、業界からの圧力がかかって法制化することができない。しかし、廃棄された機器を取り扱う業者は零細企業で、メーカーに比べ数は圧倒的に多く、全国に広がっている。そのため、自主的取組では回収の趣旨は伝わらず、混乱を招いている。 ・業界団体からフロン回収計画が自主的取組で出されているが、これは企業が廃棄物処理業者とつながっていない現状では非効率的で現実性がない。また、通産省所管では権限に限界があり、廃棄されるところまで指導が行き届かない。 ・フロン回収のために環境庁は自治体に協議会の設置を指導しているが、活用されていない現状である。そのような中でもいくつかの自治体でフロン規制の条例が作られて積極的な対策をとっているが、全国規模の企業は地域で把握できない。一貫した法律がない限り自治体の対応には限界がある。 	111	NGO
	<ul style="list-style-type: none"> ・住居、合板、壁紙等に使用される化学物質の有害性、副作用、対処法等。 ・水道水中の化学物質とその有害性について公表する。 ・産業廃棄物処理施設の所在及び取扱品目及び周辺に及ぼす影響。 ・クリーニング店から出る有害物質及び周囲への影響。 ・食品の原材料に含まれる添加物、及び有害性と副作用の可能性。 ・公園、街路樹に散布する農薬の種類とその散布時期。 ・田畑に散布する農薬のを届け出制にし、散布時期を通知する。 ・家具や、雑貨などに使用されている薬剤の表示とその副作用の注意書き。 	117	NGO 個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の学校給食の食器を、明らかに環境ホルモンを出すプラスチックではないものに早急に変えてほしい。 ・家電製品のフロンや代替フロンの処理量を価格に上乗せし業者に処理（回収）を義務づける。 	118	NGO 個人
1-2 今日の化学物質 問題と環境保全上 の課題	<p>有害化学物質の管理は、今後の環境保全対策の中でも極めて重要な課題と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に係る法律の各々の目的を再確認し、抜けがなく、また重複するところがないような法体系としておくべき。 ・事故発生後の処置や予防に関して、国際標準化を推進してはどうか。 ・工学倫理に関することを教育制度に取り入れることを検討してほしい。 <p>車の排気ガスは環境汚染につながっているので、できるだけ公共交通や自転車、徒歩にすべき。自転車、徒歩は個人の健康増進や省エネにもつながるので一石二鳥。全国規模でノーマイカーデーを設けてみてはどうか。天然ガス車は環境にやさしいのでそのPRもすべき。ガソリン車の使用には環境税をかけ、そのお金を環境保全に役立てればよい。</p> <p>化学物質管理指針等を作成している各地方自治体においても、必ずしも化学物質対策に対し適切な対応が図られている状況にない。また今日の法制度のもとでは、今後新たに開発される化学物質について、人や生態系への影響を予め把握し、規制することは限界があることから、新たな施策であるPRTR制度の早期導入が必要。</p>	06	大学個人
		13	企業個人
		16	個人
		26	行政

項 目	意見の概要	備	考
1-2 今日の化学物質 問題と環境保全上 の課題 (続き)	化学物質対策に関しては、予防的観点から内分泌攪乱化学物質等の「灰色」物質に対応することを明記すべき。	31	行政
	化学物質は人間が作り出したもの、自然にはもともとなかったものというイメージがある。化学物質は従って生物全てに害があると思うので、有害性をデータで出し、それに基づいて規制(ゆくゆくは無くしていく方向で)してほしい。また農薬についても、どんどん規制していつか将来的には使われないようにする法律を作してほしい。	60	個人
	化学物質汚染は深刻であり、危険なもの、将来危険なものに変質しそうなものは作らず、できるだけ減らす方向が必要。	64	個人
	化学物質は便利だが、人体に有害であることがわかった以上国を挙げてストップすべき。	73	個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・身近にある化学物質ならびに有害性の疑われる物質について、データを誰にでもわかる形で提示してほしい。特に有害性が疑われているものは、安全が確認されるまで有害化学物質として扱うべき。 ・地方自治体が有害化学物質(疑われるものも含む)を使っている公共施設と化学物質の種類、年間の使用量を提示する法律がほしい。 以上の情報提供は、無料が良い。	76	個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の環境への負荷を総体として表す指標がない。蓄積性、分解性、生態濃縮性等を考慮し、トータル環境リスクを指標化する必要がある。 ・化学物質に対する責任の所在・費用分担に関する責任の所在が不明確。基本的には取扱い事業者が責任を持つべき。 ・各製品の製造に付随する化学物質の使用量・排出量を算出・表示し、消費者に情報提供すべき。 	75	個人
	化学物質の数が膨大であるからという消極的な理由ではなく、事業者による自主管理と情報公開、市民による社会的監視と最終的な自己決定、及び行政の政策意思決定過程の透明化に基づいた新しい化学物質管理制度の必要性を積極的に評価、推進する必要がある。	104	個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・排出量を法律で決めるのであれば、その数値は厳しいにこしたことはない。 ・数値を決める根拠は、諸外国の中でも厳しいところを参考にすべきである。 ・化学物質で環境に放出された場合、自然浄化されない場合は放出を許可せず、回収を義務づける必要がある。 貿易による化学物質の国際移動をどうするのか。	114	個人
1-3 国際的な動向	今後の審議については、「アジェンダ21」、「リオ宣言」、「OECD理事会勧告及び附属書」、「PRTRパイロット事業における技術検討会の検討結果」及び「OECDのPRTR国際会議での討論結果」を十分吟味した議論をすべきである。これまでの審議を聞く限りでは、これらを十分吟味した議論になっていないように思われる。	124	NGO
		04	NGO

項 目	意見の概要	備	考
1-4 今後の化学物質 対策の基本的な方 針	環境庁(省)は日本の化学物質に関する総合管理を行う責任がある。過去の公害の中にはそれができていれば防げたものがある。現在でも、ゴミ処分や清掃事業などは環境庁が責任を持つことにより一括規制可能である。PRTR等も含め、人の健康・生態系への影響防止のための施策は環境庁にしかできない。それらは通産省の所管ではないし、また通産省には不可能である。大企業はレスポンシブルケアを独自に行っているが、それはPRTR本来の精神とは異なる。化審法も将来は環境庁が担うべきである。	03	大学個人
	環境中の生物や生態系への取組を明記すること。	17	N G O
	化学物質による環境リスク対策については、単独の対策として行うのではなく、大気汚染対策、水質汚濁対策、土壌汚染対策等個別環境対策と有機的なつながりのもと、総合的な対策として実施することが必要。現在、これらの個別環境対策については都道府県・政令市などの地方自治体が現場主体となって行っていることから、総合的な対策の実施には、これら地方自治体を積極的かつ主体的に参加させることが必要。このため、化学物質による環境リスク対策については、地方自治体が政策的な部分を含め積極的かつ主体的に参加できるような形で実施してほしい。	19	行政個人
	<ul style="list-style-type: none"> 行政レベルでの各省庁間の連携を密にして一元化してほしい。化学物質の管理に関しては、関係機関が一元化されておらず、そのため非効率や摩擦が懸念される。今後の化学物質問題の解決には社会全体の参加が必要と思われるが、産業行政や食品行政、健康行政の枠内では十分にその趣旨が活かされることが困難。環境行政がこのような枠組みの確立にイニシアチブを発揮することが不可欠。 	21	大学個人
	<ul style="list-style-type: none"> これまでの個別規制法による管理は、化学物質による環境リスクを、主に、個々の化学物質の視点から媒体別の規制手法で管理してきた。現在求められていることは、これまでの管理などにより変化した環境リスクに対する現在の管理のあり方を、時代の要請(長期低濃度暴露の総合的管理、当事者管理責任の明確化など)に合わせ修正することである。単にこれまでと異なる手法を新たに付け加えるだけでは、環境リスクの体系的、総合的管理とは言えない。 現在求められている管理体制を目指すのであれば、既存の個別規制法の役割・規定を、現在の環境リスクや新たな管理体系と整合性のあるものとし、それらを取り込んだ形で全体的な管理体系のあり方が具体的に記述されるべき。 	27	個人
	今回の化学品審議会の中間報告では、生態系保護には触れられていないと聞く。従来から我が国では、人間の健康影響を基に化学物質の評価がなされており、他の生物への影響を考慮していない。欧米では既に環境中生物への影響を考慮した評価がなされているところであり、我が国でも生態系を考慮したリスク評価や管理の体制を整えるべき。	34	研究個人
	<ul style="list-style-type: none"> 生態系への被害の防止に役立つこと。これまで環境庁も通産省も環境中の生物に対する被害には目をつぶってきたが世界の大勢は違う。少なくとも、河川水の農薬汚染による甲殻類への急性影響のような、深刻な現状の改善に役立つ法律であることを望む。もはや化審法の延長上では対応できない。 	47	大学個人

項 目	意見の概要	備	考
1-4 今後の化学物質 対策の基本的な方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小の発生源または非点源からの汚染防止対策に役立つこと。界面活性剤は、家庭はもちろん小規模のいわゆる裾切りされた事業所から排出される。大規模事業所中心の、言い換えれば工場公害対策の発想では対応できない。 ・ 環境ホルモン問題の際のドタバタが起こらないような、事が起こる前からの研究体制づくり、人づくりに役立つこと。 	47	大学個人
(続き)	産業保護よりも環境保護、健康保護を優先させる明確な姿勢を強調してほしい。	92	個人
	汚染が進行してから取り返しのつかないことにならないように、元来自然界に存在しないものは環境への影響がある可能性があるという視点で法律を作ってほしい。環境への影響が懸念される物質については、製造企業名、使用物質の告知、所有量、排出量の公開が必要。場合によっては安全性が立証されるまでは一時的に製造、販売を中止できるようにしてほしい。	94	個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険が立証できないのではなくて、安全が立証出来るまでは許可又は認可しないでほしい。 ・ 企業サイドの安全性だけでは十分ではない。 ・ 法的な規制値を作り、なおかつ罰金制度が必要。 ・ ヨーロッパなみの企業責任を ・ 化学物質を使用しない方向に ・ 情報の公開を 	95	個人
	環境リスクへの対応は、産業界、国民、行政などの枠を超えてされるべきである。対策をとるためには客観的な幅広いデータが必要。可能な限り登録を義務づけるべき。また、環境行政が主となり、枠にとらわれない国際的視野とネットワークを持って実施してほしい。	102	個人
	ゴミを燃やすとダイオキシンが出るということであるが、今のゴミは複雑すぎて完全に分別することは不可能である。ましてや全国民が完全に理解し実行することは不可能であり、出す方で規制するしかないと思う。そのためには生活が不便になっても仕方がない。国の職員が現状を理解し、個々人の利害を捨て、今何が危ないのか事実を知らせ、理解を求めるのではなく、理解させることが大切である。日本においては、危険が立証されるまで安全という風潮があるが、危険が立証されてからでは遅いということを経験してほしい。国が化学物質に対し、ここまでやらねばならなくなった事実を国民に理解させてもらいたい。	107	個人
	化学物質については、情報公開が第一である。メリット、デメリットを明確にし、本当のことが知らされて初めて国民の総意が生まれる。現在、地球上の生命が直面している諸問題を国としてすべてさらけ出すことが大事である。国民は国が考えているほど愚かではない。しかし、知らされない情報の前では愚かにならざるを得ない。	108	N G O 個人

項 目	意見の概要	備 考
1-4 今後の化学物質 対策の基本的な方 針	法律は、健康リスクという直接的観点からだけでなく、生態系への配慮・環境リスクという、より積極的・予防的な観点から制定されたい。化審法の延長ではなく、環境庁（省）が主管となり、対象となる化学物質を広げた新たな法体系を整備する必要がある。	113 個人
(続き)	危険を立証できなければ安全というスタンスから国民の命を一番大切にすべく安全を立証できないものは危険というスタンスで規制、基準を考えてほしい。	118 N G O 個人

2 . P R T R を機軸とする環境保全対策の展開

項 目	意見の概要	備 考
2-1 PRTR導入の背景	欧米や先進諸国では既にも実施されている現状に鑑み、我が国でもPRTRの定着化を推進することは、世界の潮流として重要なことと認識している。しかし、印刷インキのように各種化学物質の混合物からなる少量多品種の製品を取り扱うに当たっては、実施時の問題が多く対応に苦慮している。	14 業界団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・英国では、操業許可時に検査官により化学物質の排出許容量が定められ、その排出モニタリング及び公表が義務づけられているが、我が国においては、単に排出量の報告にとどまるのか。許認可制度あるいは環境アセスメントのフォローアップとしてPRTRを組み合わせることで、環境保全にととまらずより積極的な環境管理を目指す政策が必要と考える。 ・PRTRは今後の日本の化学物質に関する環境保全対策の機軸と位置づけられるのか。他の対策や制度との関係はどうなっているのか。 	104 個人
2-2 PRTRに期待される多面的な意義	PRTR制度は、事業者自らが事業所等から排出される化学物質の種類、量等を的確に把握、報告するものであり、事業者の自主的な取組を促進させることによる行政上の負担の軽減、行政における化学物質関連情報の集約、政策の企画立案への活用、という点で重要な役割を果たすべきであると考え。また、化学物質問題が住民の主要な関心事項となりつつある中で、事業者と地域住民との間でのリスクコミュニケーションの推進にも大きな役割を果たすべきものである。	18 行政
	PRTRの最終的な目的は、環境リスクの有効な削減である。PRTRの実施の手法、データの活用など、いずれもその観点から判断すべき。	36 個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質のリスクアセスメント及びマネジメントが精密かつ効率的に行えるようにデータの整備や評価手法の確立及び運用が図られる必要がある。 ・地域環境保全だけでなく、地球環境保全にも貢献できる制度運用が図られる必要がある。 	105 N G O

項 目	意見の概要	備	考
2-2 PRTRに期待される多面的な意義 (続き)	PRTR制度の推進にあたっては、一般国民はもとより、事業所にとっても有益であるということを強調されたい。制度導入には産業界の強い反対が予想されるが、本制度を利用し環境に配慮することが企業にとっても有益であること訴えられたい。	113	個人
2-3 P R T Rにより得られる情報の公表及びリスクコミュニケーション	PRTR制度の実施によってリスクコミュニケーションの発展を図ること。「データの一人歩き」を心配するのではなく、PRTRの制度化・実施により情報を十分に開示し、かつ全てのセクターの努力のもと、リスクコミュニケーションを充実させるべきである。	04	N G O
	リスクコミュニケーションが円滑に行われるためには、説明側と受け取る側双方の情報伝達力と理解力が一定レベルに達している必要がある。リスク評価が十分確立していない現状では、地域住民の理解を十分に得られるかどうかは疑問。一方、事業者側も経験がなく、説明方法や開示方法について短期間に具体策を見出せる状況にない。従ってリスクコミュニケーションに直ちに対応することは極めて困難であり、国による有害性・環境リスクに関する情報提供体制の整備(知的基盤の整備)が十分行われた後に方法等を検討すべき。	12	企業
	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、リスクコミュニケーションが必要な分野としては、廃棄物処分、放射性物質の管理等があると考えられる。これらの分野においてコミュニケーターがいれば、対立の構図が異なってくることも考えられる。このような実例を視野に入れて、リスクコミュニケーションの在り方を考えるべき。 ・リスクコミュニケーターについては、P L法のA D Rのような「化学物質R Cセンター」の設置や、R Cコンサルタントのような資格制度を取り入れても良いのでは。 	13	企業個人
	リスクコミュニケーションを全国各地で実施するとすると、トータルリスクの評価できる相当数の専門家の育成がポイントとなると考える。このような人材の育成には相当の時間を要するので、体制整備を早急に行う必要がある。また、このような人材育成等のPRTRのインフラ整備が必須であり、こうした体制整備には国を中心に関係者の協力が必要。	25	業界団体
	リスクコミュニケーションの実施に当たっては、事業者と住民の間を仲立ちする都道府県や市町村の職員の役割が重要であるため、マニュアル作成やリスコミの手法の開発、担当職員に対する研修をお願いしたい。	31	行政
全ての情報を行政、事業者、国民が平等に共有するような制度が必要。環境行政がPRTRを担当すべきと考える理由の一つは、情報の公開が十分に行われる必要があるため。公開に当たって一定の配慮は必要だろうが、重要な部分が非公開となったりしないようにすべき。そうでなければ環境行政機関が担当する意義は大きく減少する。	46	大学個人	
PRTRが地域にとって有効なしくみとするためには、広く地域住民の協力が不可欠。	121	N G O	
提示されている情報やその評価が信頼できるものであることを、市民が納得できる体制が必要。市民の不信感や不安を取り除くリスク管理、リスクコミュニケーションの構築方法を考えるべき。	122	N G O	

3. PRTR導入の在り方

項 目	意見の概要	備	考
3-1 導入に当たっての基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・PRTR既実施国の制度を上回る制度を設計すること。 ・PRTRの目的の議論には市民・NGOの十分な参加を確保し、かつ関係省庁が連携した協議会を設置すること。 ・PRTRの法制化は環境保全を中心にすすめること。環境庁を中心に関係省庁と共管で法律を制定・改正すること。 ・PRTRの実施は、全国統一的な手法とすべき。ただし、全国統一の基準を超えて自治体が独自の取組を行うことを妨げないような制度とすべき。 	04	NGO
	<ul style="list-style-type: none"> ・PRTR制度が今後とも定着し活用される仕組みにしてほしい。そのためには意味のあるデータを提供することが重要でリスク評価を行うことが必須。リスク評価ができるためには安全性の評価等が必要。そのための予算措置を取るべき。 ・カナダでのように、システムを決めるための委員会を設置し、利害関係者が透明性を確保しながら進めるべき。 	05	個人
	<p>PRTR導入にあたっては、(1)厳格な適用、(2)情報の公開の2点が最も重要である。全国にわたり抜け道や見落としがないように公平かつ厳密にPRTRを導入するには国と地方自治体の密接な協力が不可欠である。経済状況の悪化により分社化が進んでいる現在、国の目が届きにくい地方の小さな工場を「かくれみの」に報告を免れようとするケースが当然予想される。そのようなケースがたとえ地元で明らかになっても、自治体に権限がないと何もできず放置される。こうしたことが可能になると法律そのものが無意味になり、環境汚染がますます進行する。自治体への報告義務が不可欠である。</p>	10	大学個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・PRTRの第一の目的が、人へのリスク低減なのか環境なのかを明確にすべきではないか。それにより運用面やデータの処理方法が変わると思われる。(人へのリスク低減でなく、環境へのリスク低減を主目的とすると、裾切り等について科学的な根拠を明確にする必要があるかもしれない) ・国、地方自治体、事業者の役割を明確にしておく必要があると思われる。例えば、地域住民が、ある物質の大気への排出データを見て、その環境への影響やリスクについての情報を請求した場合、コミュニケーション可能な仕組みがないと意義が薄れる。 	13	企業個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・通産省は化審法の改正で対応の姿勢だが、これは化学物質の製造を規制する方式であり、PRTR制度の基本的な精神とは異なり、化学メーカーの意向が強く反映されているように思われる。PRTRは行政・製造者・公衆相互の監視、環境への理解・知識の向上による、化学物質の総括的排出量抑制がねらいであり、環境庁による新たな法制化が望まれる。 ・化学物質製造・取扱業者の協力が得られなければ、化学物質の排出抑制は期待できず、こうしたメーカーの自覚と排出量削減の姿勢転換ができるシステム作りが望まれる。 	15	企業個人

項 目	意見の概要	備	考
3-1 導入に当たっての基本的考え方 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> 日本では、廃棄物や公害対策に要した費用は誰が負担しているのか判然としない。恐らく地方自治体が大半を負担していると思うが、これは企業に公害防止等の後始末を入れた原価意識が不足しているためであろう。当然公害防止の費用は購入者が負担すべき。メーカーは生産工程の対策費及び廃棄物の後始末を含めた費用を原価に組み入れるべき。PRTR制度においても、正直者が損をするようでは効果が少ないと想定され、経済性の導入も必要と考えられる。環境対策を行った者が、そうでない者よりも有利になる税制などの導入が望まれる。 	15	企業個人
	PRTR制度は化学物質の適正な管理を含め、地域住民に対する環境リスク対策を進める上で重要な施策の一つであり、適切な形での制度化が望まれる。	18	行政
	<ul style="list-style-type: none"> 我が国におけるPRTRへの取組は初期段階にあり、開始時点で検討した仕組み通りにはなかなか進まないもの。最初の数年間は毎年改善・改良が必要となる。従って、仕組みとして改良・改善のできる柔軟な内容が必要であり、また十分な準備期間を取り入れて段階的に実行すべき。それゆえ、仕組みの中に見直し条項を入れてほしい。 具体的には、一昨年改正された大防法の制度が参考になると考える。事業者の自主的取組を主とした排出削減を取り入れ、自主取組と制度の組み合わせで、成果が上がり順調に削減計画が進んでいる。PRTRも実施主体は産業界なので、産業界の自主的取組を取り入れ、環境リスク低減に実質的に効果を発揮する仕組みとしてほしい。 PRTRの仕組み作りについては、既存の法律との整合性を検討し、全体の法体系の中でのPRTRの位置づけを明確にし、二重規制とならないよう政府内で統一してほしい。 PRTRの法制化に当たっては、二省庁の審議会を一つの審議会に統一・合理化して審議してはどうか。そうすれば自然に一つの法律にまとまる。 	25	業界団体
	<ul style="list-style-type: none"> 近年の化学物質問題の深刻化等をふまえ、化学物質の包括的環境リスク管理システムの一環として、我が国においてもPRTRの導入は不可欠だが、PRTR制度の導入にとどまらずリスク管理が可能となるしくみを構築する旨明記すべき。 制度の構築が二省庁で別個に行われている現状は是正されるべき。 	31	行政
	本来PRTRの制度化に当たっては各セクターの合意形成や検討過程の透明性が確保されるべき。環境・通産両省庁の検討状況等の随時公表や、法令制定における各セクターへの公聴会等の開催予定を明らかにされたい。	32	行政個人
	化学物質による環境リスクの地域特性を鑑み、全国統一の制度で調査する部分のほか、それぞれの地域の特殊性に応じ環境リスクが的確に把握できるよう、対象化学物質や対象事業所等の設定について考慮すること。	33	行政
	<ul style="list-style-type: none"> 諸外国においてPRTRの目的は異なり、実施方法も異なる。特に米国においては、排出削減の実績等も優れており、米国が当初から報告を義務化し、事業者ごとの排出データを公表している点も考慮されたい。諸外国の実績を重視すべき。 環境庁設置法からしても、環境行政機関がPRTRの各段階で主体的役割を果たすのは当然と考えるが、他の関連機関とも連絡を密にすべきである。 	36	個人

項 目	意見の概要	備	考
3-1 導入に当たっての基本的考え方	PRTRを効率よく機能させるため、国、地方自治体、事業者、国民の全体が参加し、緊密な連携が不可欠。公平で効率の良い運営のため、環境行政の核となる環境庁を中心とし、関係各省庁が協力する体制が不可欠。	37	大学
(続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業界の自主的取組の評価や国内における合意形成が必ずしもなされていない状況下において、制度化の議論を行うことは性急すぎ、事業者の自主的意欲を失わせることにもなる。法制度化の議論は十分時間をかけて慎重に行う。 ・ 化学物質の削減に当たっては、事業者の自己責任に基づいた自主的取組を考慮すべき。 ・ 制度化の審議はすでに通産省で終了しているにも関わらず、環境庁においても議論されており、ダブルルールになるおそれがある。また、既存の諸報告に国の制度が加わると報告が繁雑化することが懸念される。このため、制度化に当たっては省庁連携して十分時間をかけて議論し、重複を回避して有効でわかりやすい制度への一本化を図るべき。 	39	業界団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「知る権利」の議論がなされていない。この権利を重視し、消費者、企業、行政等の国民全てが正確な情報を共有し、共通の目標設定と取組を可能とすること。 ・ PRTRは国民の知る権利を確保し我が国の環境政策及び企業の自主的努力の基礎となる重要なデータを構築する新たな取組であるため、化審法の改正ではなく単独立法として、その立法趣旨が十分達成されるような立法化が必要。 ・ 国際的な動向を踏まえ我が国でもPRTRを整備することは急務だが、立法化を急ぐあまり対象物質の過度な限定や不十分な情報公開が行われてはならない。立法の内容についてはさらに情報公開を進め、国民意見が十分反映されるような立法過程及び内容を希望する。 	40	その他
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来の個別物質的規制は限界に来ており、また人の健康への影響だけではなく動植物を含む環境への化学物質の影響を考える時期に来ている。そのため、地域の環境に放出される化学物質を監視し、化学物質の環境への放出を極力削減する方策につなげる政策メカニズムが必要。PRTRはそうした機能を果たす政策手段として有効であり、早期導入すべき。 ・ 経団連等が企業の自主的取組によるPRTRを主張している。自主的取組は重要なことだが、これまでのところ残念ながらその情報公開は極めて不十分で、とてもOECDガイダンスに基づくPRTRと呼べるものではない。データの公平と公開のため、国・自治体等の公的機関がPRTRを行うべき。ただし、究極の目的である化学物質の削減のためには自主的取組が重要であることから、削減に効果を上げた企業の表彰制度なども考えるとよい。 	43	大学個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質のリスク管理については、そのシステムの過程の全てにわたり、市民産業界と行政の三者のパートナーシップ、合意形成が必要。そのためにも、三者が協議し合意形成する場を設け、諸施策や法制度の中に位置付けることが不可欠。特にPRTRについては三者の合意形成により決定するシステムを構築すべきである。 ・ 通産省と環境庁が異なったPRTR導入検討を行っているようだが、上記三者の合意形成のため、環境庁が中心となり、産業界を所管する通産省が協力する体制が望ましい。パイロット事業の成果を活かしながら、市民参加を促進し、政府全体としてより効率的な資源投入を行うため、省庁縦割りを是正し、環境庁に通産省が協力する体制が求められる。 	45	N G O

項 目	意見の概要	備	考
3-1 導入に当たっての基本的考え方 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> PRTRパイロット事業で設置した都道府県ごとの地域推進委員会のような組織を設け、住民がPRTR制度の仕組み作りや運用に参画するための場を設ける必要がある。 その時々科学的知見や社会的状況に応じ、制度を速やかに追加見直しできる仕組みをビルトインすべき。 	45	N G O
	本制度は明らかに環境行政の制度であり、少なくとも環境庁及び環境行政部局が中心となって、中立的・公平的立場で住民・市民と産業界の仲介的位置を占めるべき制度と考える。	46	大学個人
	基本的に賛成できる。最低限、情報の公開という点は譲らないでほしい。	61	個人
	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質による生態系及び人体への被害を防止するための手段であるPRTR制度の法制化は、環境行政の当然の責務。 通産省との「競合」状態の中で、環境庁だけは一般の国民とともに実効ある制度を作っていく組織であってほしい。 化学物質の種類と量を考えると、とてつもない毒物が事実上野放し状態にある。基本的にはポジティブリスト方式を取るべき。すぐに移行できる状況でなければ、最低限、新たな物質についてポジティブとすべき。必要のないもの、使用されていないものは整理していくこと、総量を制限し、可能な限り削減する誘導策などが必要。PRTR制度にどこまで入れられるかわからないが、化学物質規制法体系の整合性の中で総合規制が可能となるよう、具体性のある議論を期待する 	72	N G O
	PRTRの実施については、省庁を超えた公平な運営方法が是非とも必要であると考えている。具体的には、地方自治体を經由して環境庁に報告する方法が一番妥当で、公平性、信頼性が高いと確信する。	82	大学個人
	<ul style="list-style-type: none"> 有害化学物質の管理は人だけでなく生態系に対するリスクについて取り組むべき。そのためには、環境庁主導で行ってほしい。従来のような各省庁個別の対応は終わりにすべき。 PRTRシステムをスムーズに運用させるためのコンピュータソフトの開発、企業や自治体への提供も急務。大学はこれらの仕事の一端を受け持つべきであるとする。 	84	大学個人
	十分な検討をして実施することは必要であるが、準備期間まで十分に取る必要はない。検討期間を十分に取ることにより、問題によっては手遅れになる事態も考えられる。審議を速め、早期に実施することが必要である。	93	大学個人
	PRTRシステム実施の際のパフォーマンスの評価方法が今一つ不明である。少なくとも事業者から提供されたデータを如何に評価するかの検討が必要である。PRTRを継続的に行うことにより排出・移動量の経年変化を追うことができるが、こうしたデータをいかに評価するかを検討すべきである。これには、経年的な相対評価や取扱量に対する排出・移動量の比による相対評価等が考えられる。	98	大学個人
	<ul style="list-style-type: none"> OECDでは、行政、企業、国民の合意のもとにPRTRを導入することを求めているが、我が国では国民の参加を求めているように思える。 最新の化学物質ハザード情報や世界的な動向に対応できるよう、一定期間ごとに制度そのものや対象物質について見直すことが必要である。 	99	大学個人

項 目	意見の概要	備	考
3-1 導入に当たっての基本的考え方 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体の協力があれば、自主的取組ではなくPRTRを法制度のもとに実施することは十分に可能と考える。 	99	大学個人
	<p>OECDガイドラインによるとPRTRのゴールと目的を明確にし、国民の合意を得るべきとされているが、審議会はそのような手順でなされているのか。PRTRのゴールは環境政策を対症療法的な政策から予防法的な政策に変革すること、目的は化学物質の排出を大幅に削減することと考えている。</p>	101	N G O
	<p>化学物質の人への危険性だけでなく、生態系全体を考慮したPRTR制度にすべきである。</p>	102	個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「我が国にふさわしい制度」であると同時に他国とのデータの比較が可能な国際標準的な制度が必要である。特に日本企業が海外に立地する場合、反対に外国の企業が日本に立地する場合、相互のデータ比較が求められると考える。 ・ 制度の導入にあたっては、審議会の諮問に基づき環境庁の担当部門が決定することとなると思うが、審議会の運営にあたっては、1)できる限り多様な利害関係者の代表から構成されること 2)委員については適宜交代する 3)審議会の原則的公開、議事録の公表、意思決定過程の情報の公表 について検討されたい。 ・ PRTRは地方分権政策の一つで、国の関与は必要最低限にとどめるべきである。また、環境管理は基本的にそこに住む人々によって進められるべきであり、リスクコミュニケーションのあり方としては、行政の限られた財源や人的資源は市民活動の人材の育成や財政的サポートを中心に配分してほしい。事業者側の人材育成支援については、製造者又は汚染者負担の原則により、事業者自らに委ねられるべき事項である。 	104	個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・ PRTR制度がデータの信頼性を含めて有効に機能し広く活用されるためには、事業所に対する内部監査及び外部監査の導入が必要である。 ・ 個別事業所ごとの排出量の管理だけでなく、一定エリア内における事業所及び非点源発生源からの排出量の総量管理も行えるようにすべきである。 	105	N G O
	<p>汚染を最小限にするには、意図的に使用される農薬類その他の物質の制限及び保管の徹底を図るほかに方法はない。事業所における化学物質管理システムはISO-14000シリーズでも徹底して導入する方法を考えるべき。PRTRは毒性の認定や事業所への立入権など行政と使用者への化学物質教育の問題も含まれる。情報の公開についても国民への安全サービスである。</p>	109	研究個人
<ul style="list-style-type: none"> ・ PRTRのあくまでも環境保全を優先するという第一目的に立てば、環境庁が所管する法律を作り、自治体と共同で進めていくべきである。通産省では動脈産業のみの把握しかできず、中小事業所や廃棄物処理業者からの排出、非点源からの排出については把握できない。 ・ 企業の自主的取組では形式的になりがちであり、法的規制によるインセンティブが必要である。 ・ 産業界の意見に偏ることなく、自治体やN G O、市民が参加して法律を策定するべきである。 	111	N G O	

項 目	意見の概要	備	考
3-1 導入に当たっての基本的考え方 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・パイロット事業で明らかになったように中小事業所、非製造業あるいは移動発生源や一般家庭からの排出も大きな比率を占めるものがある。大規模製造業のみを対象にし、その排出量を押さえればよいというものではない。 ・地域の情報に密着した自治体と総合調整機能を発揮せねばならない環境庁の役割は大きい。従来の縦割りのまま、排出までは通産省、環境に出てから環境庁という具合では適切な対策をとることなど不可能である。 ・総合的に環境庁が化学物質問題のリードを是非とってもらいたい。企業と住民に最も具体的で身近な立場にいる地方自治体と緊密に連携し、情報の収集と提供を行っていきける仕組みを確立されたい。 	112	大学個人
	PRTRが法制化されようとしており、現在、環境庁案と通産省案の2案があるが、一本化することを望む。環境リスクを未然に防止し、市民が活用しやすい制度となるよう環境庁の案を支持する。	115	個人
	PRTRは事業者の自主管理による化学物質の排出抑制を基本理念とした施策において今後の大きな柱となるものであり、早急な法制化が期待される。ただし、以下に配慮が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・データの公表により地域住民や事業者が化学物質に対する注意と理解を深め、排出量の削減につながる自己判断ができる。 ・排出・移動量の集計結果を利用し、行政において排出規制等の諸施策を推進できる 	120	行政
	化学物質を管理し環境リスクを事前に回避する意味でも、化学物質の総合管理の意味でも、PRTRの導入には大いに賛成。推進体制としては、環境庁が中心となって取り組み、通産省はそれに協力するという体制が望ましい。	122	N G O
	化学物質の総排出量を抑制することは急務であり、そのためにもPRTRを導入することは重要。具体的には、導入が進められている各国の状況を参考に進めることが効果的と思われる。またPRTRについて国民への情報提供と十分な説明が必要であり、対象範囲、測定方法、効果などを公表し、国民の理解を得ることが必要。	123	N G O
3-2 P R T Rの実施に関する考え方	公平性の観点、総体的リスク把握の観点から、また、フリーライダーの排除、正確なデータの確保のため、報告の義務化が絶対に必要である。	04	N G O
(1) 排出・移動量	ペナルティの明記。	17	N G O
報告手続きの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・報告の義務化は必須。これがなければPRTRの多面的意義は失われる。 ・そもそもPRTRは化学物質による環境負荷低減を図るための仕組みであり、環境行政機関が担当するのは当然。 	23	N G O
	PRTRを導入するに当たっては、その実効性を確保する上で対象事業所からの正確な使用量等の情報が行政に提供されることが重要であることから、当制度の主旨が理解され円滑に機能するよう報告の義務化はもちろんのこと、地方自治体による事業所への立ち入り調査や勧告等が行えるようにすることが必要。	26	行政

項 目	意見の概要	備	考
3-2 PRTRの実施に関する考え方	廃棄物処理施設からの排出量等の把握・管理のため、また、廃棄物の適正処理のため、把握された廃棄物としての移動量に関する情報をマニフェストするような制度とされたい。	32	行政個人
(1) 排出・移動量報告手続きの考え方	報告を行わない事業所へのペナルティを規定すべき。任意報告では不公平を生ずる。ペナルティとしては、事業所名の公表等の措置が適当と考える。	35	行政
(続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告データの精度管理については、量と質の管理が必要。質については、過大報告についても管理すべき(後の削減率の報告が容易となるため)。量については、中小企業も含めできる限りもれなく報告を求めることが必要。 ・データの市民の信頼、精度、秘密保持の点から、報告の義務化は必要。 	36	個人
	報告の義務化が必要。また、地域における環境リスク低減のための取組を総合的に進めるため、排出量等のデータは自治体に報告する制度とするのが適切。	37	行政
	報告は任意ではなく義務的・強制的なものとするべき。また、故意の虚偽報告については罰則を課すとともに、住民やNGOによる情報提供をもとに知事の立入検査権を認めるべき。	40	その他
	報告の義務化は必要。事業者の自主性に任せるだけではだめ。PRTRの所管については、産業行政における従来の不十分な対策を見るにつけ、環境保全に責任を持った部署が所管することが重要と考える。	41	NGO
	より広範な環境汚染物質に関するデータの収集、事業者間での公平性の担保、フリーライダーの排除のため、報告の義務づけは不可欠。そのため、PRTR制度導入当初は事業所の裾切りを可能な限り避け、より広範にデータを収集した上で、段階的に効率的なデータ収集のあり方を模索しながら、裾切りを拡大していくことが望ましい。	45	NGO
	報告の義務化は当然のことで、その数値もわかりやすく、具体的であってほしい。	62	個人
	報告の義務化、及び違反者への罰則の制定が必要。	96	個人
	未報告事業者に対する罰則規定を設けること。	120	行政
	虚偽報告のチェックのため、外部監査を導入してはどうか。	124	NGO
(2) 対象物質	環境庁パイロット事業や、産業界の自主的PRTRにおける混合物中の対象物質の割合は現在、1%以上を登録対象とし、1%未満は裾切り対象となっているが、環境庁PRTR技術検討会では、登録対象を1%以下に拡張する検討を行うとの意向を示している。対象物質を混合物質に用いた多品種の製品を抱える企業にとって、顧客へのフォローアップが大変な作業量となること、少量添加の場合はノウハウとなる場合が多く企業秘密とすべきものが多いこと、排出総量への寄与は大変小さいものであること等により、混合物における対象物質の裾切り範囲を低下させることは、なお慎重な配慮が必要と考える	09	企業個人
	対象物質選定に当たっては、ハザードの高い物質から優先順位を付けて実行可能な数を選定してほしい。また、物質選定の委員会を作り、その委員の中に産業界のメンバーも入れてほしい。	25	業界団体
	工場等から非意図的に排出される有害化学物質の取扱いと、農薬のように意図的に使用されるものとは、環境保全対策上制度的仕組みは別であるべき。農薬はPRTRの対象から除外すべきである。	02	業界団体

項 目	意見の概要	備	考
(2) 対象物質 (続き)	環境モニタリングの結果、環境濃度の目標が大部分の地点で達成された場合は対象物質から除外するなど、何らかの除外条件を設定し、対象物質の膨大化を回避する方法を検討してほしい。	08	企業個人
	PRTR本来の趣旨は「有害性の懸念される物質」についてリスク管理を行うことと理解している。この趣旨に従えば、有害性の確認されている規制物質は既存の制度により十分管理されていることから懸念はないとすべきであり、対象外とすることが妥当であると考える。	12	企業
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁では対象物質を176としているが、通産省では2～300物質との報道もある。省庁間で調整した対象物質を早急に公表してほしい。 ・現在の諸法規制におけるそれよりも、対象化学物質の含有率を引き下げて実施するとの情報がある(対象物質の含有率1%以上、発がん性物質0.1%以上、含有率そのものの表示など)が、仮にこの条件となった場合、当業界は実施不可能である。ハザードレベルの高い物質はやむを得ないが、それ以外は労安法等現行法規制との整合性を取ってほしい。 ・産業界ではPRTR情報伝達手段としてMSDSを利用すればよいとの意見が多いとも聞くが、当業界では、現法規制下であればMSDSは利用可だが、上記引き下げがある場合には利用不可となる。 ・対象物質リスト中に「化合物」として表示されているものの中には、有害性の知見が得られていないものや、化合物に含まれるかどうかの判断が難しいものなど紛らわしい物質があり、独自に行った有害性調査の結果でも判断に苦しむものが多数ある。これらを一様に対象とするのではなく、真に有害性が確認された物質に特定してほしい。 	14	業界団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質は農工産業の全分野にわたっているので一本化が必要。農薬も含めた広い取組が求められる。 ・これまでは、「黒」の物質であっても対応が鈍かった。まして新知見の取組はゼロに等しい。問題は「灰色」の物質である。幅広い対応を明確にすること。 	17	NGO
	<ul style="list-style-type: none"> ・PRTR対象物質の有害性について、同一の判定基準により設定するのであれば良いが、ある物質の有害性に伴い、化学的に近い構造の物質あるいは同族とみられる化合物までが有害物と確定されるのはおかしい。「化合物」として表示されている物質について、再度見直して明確な有害性の判定(化合物の特定)をしてほしい。有害性の白黒が明確でないならば、その旨明言し結果が判明するまで棚上げとすべき。 ・MSDSでの成分表示は5%以上混入するものを対象としており、PRTRの対象物質混合率の裾切り範囲はこれとの整合性を取るべき。(現行では1%以上混入が対象となっているところを、5%以上対象とする) 	11	企業個人
	内分泌攪乱化学物質のように、「有害性のおそれのある物質」についても対象とすべき。また、地域の特性を考慮し、対象物質を地方公共団体が追加できるシステムとすべき。	31	行政
	科学的に有害性があると判断される物質に限定せず有害のおそれがある物質を対象とすべき。パイロット事業の物質を更に拡大すべきである。	36	個人

項 目	意見の概要	備	考
(2) 対象物質 (続き)	科学的にリスクが十分解明されていないものであっても、環境や健康への有害性が予測されるものについては対象とすべき。さらに、非意図的生成物も対象とすべき。また有害性の判断は人体へのリスクにとどまらず、生態影響、地球環境全体のバランスなど、広い観点から行うべき。対象物質リストの追加は、定期的に、比較的容易に行われるべき。	40	その他
	PRTRパイロット事業は人体への直接の影響のある物質に限ったが、これはリスクの削減というPRTRの目的から考えて失敗だったと考える。生体影響も考慮するのは当然だが、影響が科学的に確認されているもののみならず、影響がゼロであると完全に確認されていないものは全て対象とすべき。	41	N G O
	PRTRの趣旨からすれば、実行可能な限り広く対象物質を選定すべき。特に化審法等で分解性を重視したため多くの物質が対象外となっている問題点を繰り返さないよう、より広い立場からの選定が望ましい。	46	大学個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・規制物質だけでなく、有害性が疑われる物質についてのデータもわかるようにしてほしい。 ・隣の煙突から出ている有害物質の量がインターネットですぐわかるようにしてほしい。 	48	個人
	有害物質として指定されたものだけでなく、疑いのあるものも含めデータ開示してほしい。	49 85 90	個人 個人 個人
	規制されている物質以外にも有害性があると思われるものについてのデータもわかるようにしてほしい。	51 53 73	個人 個人 個人
	安全性の立証されていない化学物質についても対象としてほしい。農薬や殺虫剤についてもその使用量がわかるようにしてほしい。	62	個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・合成化学物質はすべて対象とする。内分泌攪乱化学物質、オゾン層破壊などは後からわかったことであり、不測の要件の対処や原因究明・早期対処のためにも、少なくとも合成化学物質のすべてを対象とする必要がある。 ・可能な限り使用・排出サンプルの保存も必要。 	75	個人
	有害性が明確な物質だけでなく、有害性が認められている物質についても対象としてほしい。	92	個人
	通商産業省の化学品審議会報告のように科学的根拠に基づき有害性があると判断されるもののみを対象化学物質とするという考え方では生態系を正しく守ることはできない。化学物質と環境影響の関係を証明することは非常に困難であり、対象化学物質は広くとり、先見性を持った規制を目指すべきである。	93	大学個人
	現在規制されている有害物質だけでなく、有害性が疑われている物質についてもすべて対象とすべきである。	96	個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じ、地方自治体が対象物質を追加できるようにすることも重要である。 ・将来的には既知の有害物質だけでなく、未知の有害物質に対応できるようにすることが重要である。 	99	大学個人

項 目	意見の概要	備	考
(2) 対象物質 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象化学物質の選定は選定過程から公表し、修正の意見は広く求めるべき。 ・有害性が明らかになった物質は化審法等で規制すればよい。明らかでないからこそPRTRで規制すべき。 ・明確な科学的根拠がなくても対象物質とすべき。 ・「科学的根拠に基づき有害性があると判断され、環境中に残留する可能性がある物質」については、既に化審法で対処していると考える。 ・人間のみならず、生態系生物の保護を念頭に置いた対象物質選定がなされることを望む。 ・対象物質については法規制をすべきである。また、自主規制は対象物質以外について追加的に行われるべきである。 	99	大学個人
	現在明らかに有害と分かっている化学物質のみならず、疑わしい物質についても把握する必要がある。	102	個人
	非意図的生成物質についても対象とすべきである。	105	N G O
	フロンのように直接的有害性はないが、間接的に影響を与える化学物質等があり、従来の範囲を超えて対象化学物質の検討をすべきであり、現在の対象化学物質は不十分である。	111	N G O
	国は対象物質に関する基礎的な情報について整理し、市民、事業者、自治体が自由に利用できる体制を整備する。	120	行政
	人体への影響のある化学物質はもちろん、生態系への影響が懸念される化学物質も対象としてほしい。	122	N G O
(3) 対象事業所	報告の裾切りについては従業員数と取扱量で決めており、パイロット事業では米国と比較して従業員裾切り数は大きく、取扱量は小さくなっているが、逆にする方が説明しやすいのではないか。中小企業であっても多量に扱っている所は報告すべきである。	05	個人
	PRTRの内容報告は行政部門と製品の納入先であるが、企業規模による足切りを行うことにより、事業者負担を軽減すべき(対象企業規模の設定)	11	企業個人
	当業界のみでは事業所の数もそれほどではないが、ユーザーへの情報提供となると、印刷会社だけでも数万にのぼり、さらに製品の種類も多く困難を極める。このような事業所数の多い業界では、裾切り値の決定に当たり非点源扱いの拡大などの対応が考えられないか。	14	業界団体
	報告対象事業所を一定規模以上とする考え方は是とするが、一定規模以下であっても大量にまたは多種類の化学物質を使用するものがある点に配慮すべき。	26	行政
	中小企業対策については、排出・移動量の報告を求めるものなので記入方法の説明やデータ管理方法の指導により報告自体は問題が生じにくいと考える。また、有害化学物質は微量でも影響が大きく、極小汚染も考えられるので排出量の多少に拘わらず対象事業所を設定すべき。	29	行政個人
	地域の特性を考慮し、対象事業所を地方公共団体が追加できるシステムとすべき。	31	行政

項 目	意見の概要	備	考
(3) 対象事業所 (続き)	OECDガイダンスにも、中小企業を除外すると重要な情報が欠ける、とある。TRI等の結果でも、使用量の少ない事業所が放出移動量の多くを占めているとのデータがある。中小企業や少量使用量の放出を無視すべきでない。	36	個人
	パイロット事業での裾切りは、リスクの削減という目的から考えて失敗と考える。基本的に規模によらず全事業所を対象とし、中小企業は免除するのではなく国が必要な支援をすることで配慮すべき。	41	N G O
	一定規模以下の事業所の報告を免除する考え方には反対。どのような規模であっても原則的に取扱物質の取扱収支報告は当然すべきことで、技術的・経済的能力を理由とするならばそもそも危険な化学物質を取り扱う資格が問題となる。	72	N G O 個人
	一定規模以下の事業所については、補助金等で対処し、極力報告可能とすべき(汚染物質の環境税を導入しても)。	75	個人
	化学物質製造工業、事業所及び使用者すべてを対象とすべきである。また、事業、施設の運営の結果、有害又は有害性が疑われる物質を排出している又はその可能性のある場所、施設、事業所も対象とすべきである。	96	個人
	対象化学物質について、自治体により対象物質の拡大ができるようにすることが必要と考えるが、対象事業所についても同様に自治体ごとに拡大できるようにすべきである。	99	大学個人
	一律に対象事業所の規模を決めるのではなく、事業内容により分けるべき。リスク管理の観点から、規模が小さくても把握する必要のある事業所は、制度導入当初から対象とすべき。	122	N G O
(4) 報告内容	PRTRの対象範囲は、化学物質の排出量・移動量に限定することなく、保管量や取扱量も含めるべき。	04	N G O
	製造業はもとより、あらゆる排出源においてP R T Rの導入が必要と思われる。また、排出・移動を把握する上でも、有害化学物質の取扱量・使用量のチェックも可能となればと思う。	06	大学個人
	報告内容に「貯蔵量」を追加されたい。	31	行政
	環境への排出及び廃棄物としての移動量にとどまらず、「商品としての流通」(将来の使用による環境等への排出を把握するため)、「製造工程での使用・管理・保管」(潜在的な環境への排出のリスクを把握するため)及び「輸出」(我が国の国際貢献及び発展途上国の環境保全のため)も含めるべき。	40	その他
	化学物質の取扱量も併せて報告させるべき。	41	N G O
	自然災害等の事故時の環境汚染対策に対応するため、そうした化学物質を対象とするほか、化学物質の保管量や入荷量も把握することが望ましい。	45 70	N G O 個人
	有害化学物質の保管量、輸出量もわかるようにすること。	53	個人
	化学物質の輸出量や輸入量についてもデータがあるとよい。	62	個人
	工場、事業所における有害及び有害性が疑われている物質の保管量の報告を義務づけされたい。	96	個人

項 目	意見の概要	備 考
(4) 報告内容 (続き)	産業廃棄物の問題が大きくなっているが、環境を汚染する原因となる可能性のあるあらゆるルートは把握されている必要がある。事業所から処理場に持ち込まれるものは何か、どれぐらいの量か、処理場での処理方法はどうかなど地域に密着した正しい情報を集め、国民にいつでも公開できる体制を作ってもらいたい。	116 個人
	将来対応として、排出・移動量の他に、化学物質の保管量の把握について検討すること。	120 行政
(5) 報告対象事業場による排出・移動量の報告に関する支援	データの精度はハザードリスクを考慮し、物質ごとに定めるべきと考えるが、現状(パイロット事業)では一律に百kg/年まで求めることになっている。例えば、排出量が数千t/年に達するものについては、1t/年程度の誤差を許容範囲としてほしい。 ・排出量の削減などで自主的取組が認められているが、データの収集方法についても既に行われている自主的な方法を認知してほしい。	08 企業個人
	・当業界でPRTRを実施に当たっては、川上産業である原料メーカーからの情報提供を基にPRTR報告資料を作成するので、川上産業の制度定着が先行すべき。川下企業は定着後1年程度の猶予期間を持つよう配慮してほしい。 ・印刷インキの年間製品数は約50万件あり、さらに毎年新たに二割程度の新製品が発生する。このような状況から、混合物の製造業界では情報伝達の手段をMSDSに限定されると、MSDSが現在のシリーズ毎の一括作成から一品一葉での対応となり膨大な数となるため非常に負荷がかかり不可能に近い。別途情報提供手段の検討の余地を残してほしい。	14 業界団体
	中小事業所については報告の義務化を行うべきであるが、その際には排出・移動量の算定方法に関する支援等をきめ細かに行う必要がある。	41 N G O
	中小企業の負担能力を勘案すべきとの意見があるが、裾切りなどで報告義務を課さないやり方ではなく、経済的負担の軽減策を考えるべきではないか。中小企業といえども危険物を扱っていることに責任を持つべき。	72 N G O 個人
	現在、パーソナルコンピューターとインターネットの情報網の発達が顕著であり、調査実務の体系もこの利用を前提とすべきである。パソコンを利用できない関係者には補足的にそれ以外の情報処理手段を用意するにとどめるべき。これにより経費節約と時間的生産性を向上させ、限られた予算で迅速な調査結果の公表を実現できる。	74 大学個人
	技術的能力や経済的負担能力がない中小事業所に対しては、系列関係にある事業者又は同業者等による相互支援体制(共同連帯責任)を検討すべきである。	105 N G O
	化学製品中の成分情報の提供に関しては、MSDSの整備、公布の促進が進められているが、PRTR制度では、関係省庁(通産省、厚生省、労働省)との連携はいかに図られるのか。	104 個人
(6) 報告対象事業場以外からの排出量の把握	化学物質の環境負荷の低減・管理については、事業者のみならず国民、行政及びN G Oなどの積極的な取組が不可欠なことから、「事業所以外の発生源の取扱い」について適正を期す必要がある。	26 行政
	地域レベルでの把握を行えるようにするため、市町村レベルの集計が出来るようなシステムとされたい。	31 行政

項 目	意見の概要	備	考
(6) 報告対象事業場以外からの排出量の把握 (続き)	非点源の排出については、地域におけるより正確な実態把握ができるよう、国が標準的な手法等を示した上で、地方自治体において推計を行うべき。	35	行政
	中小事業所にも報告を課すべきだが、裾切りを行う場合には非点源排出として地方自治体の報告に含むべき。排出量が少量でも、環境に重大な影響を与えることがあり、環境対策が不十分となりやすい中小事業者のデータは不可欠。	40	その他
	中小事業所と、移動発生源のうち業務用トラックや業務用乗用車については、報告を義務化すべき。	41	N G O
	国は、非点源発生源からの排出・移動量の推計精度の向上に努めること。	120	行政
(7) 国と地方公共団体の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域環境、住民健康についての化学物質に起因するリスクの削減ということからいって、データの把握・管理は環境行政機関が担当すべき。国においては環境担当官庁、地方においては環境担当部署がこれに当たる。データの報告先及び未報告・虚偽報告に対する罰則の適用等の主体は、中央の環境担当官庁または地方の環境担当部署であるべき。 ・ 環境問題の改善についてこれまで十分な役割・機能を果たしてきた地方自治体が、P R T Rにおいても十分に機能するよう制度設計すべき。 	04	N G O
	地方自治体のこれまでのノウハウを尊重し、地域住民の意見を反映できる地方自治体が報告をまとめ環境庁に提出する。国は基本的枠組の提示だけで良い。	17	N G O
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質問題は地域特性があり、また地域住民との適切な関係の構築が不可欠であることから、事業者及び地域住民と密接な関係を有する地方自治体が制度の中心的な役割を果たす必要がある。これにより、既存のパイプを活かした円滑化津効率的な制度の運用が可能となる。 ・ 地方自治体は地域の環境保全に関する第一義的な責任を有していることから、地域環境の保全に必要な環境情報は、地方自治体自らが収集整理すべきものであり、地域環境の保全に必要な基礎的な情報を国からもらうような体制は、地方分権の観点からも受け入れられない。PRTR制度で収集される情報は、現時点において、地域環境の保全に不可欠な情報と位置付けられ、地方自治体において情報収集等の役割を果たす必要がある。 ・ 一方地方自治体においても、PRTRの実施に当たっては、担当セクションの新設や職員の増員などの実施体制の整備が必要となる。またPRTRデータの評価手法、地域住民とのリスクコミュニケーション手法、それらを推進するための人材育成等についても早急に整備し、対応する必要がある。 	18	行政

項 目	意見の概要	備	考
(7) 国と地方公共団体の連携 (続き)	PRTRの制度化に向けて、事業者への支援、住民理解のためのリスクコミュニケーション促進等が必要となり、地域と密接な関わりがこれまで以上に望まれ、自治体の果たす役割が一層重要になるものと思われる。現在、自治体においては大防法・水濁法等が運用され、地域の工場・事業所とは様々な指導を通して信頼関係が築かれており、PRTRの運用に際しても自治体の関与が必要。さらに、地域性を考慮した現況把握として環境モニタリングをはじめ、化学物質に係る基礎データの収集・整理が必要となり、PRTRで得られるデータもこれらのひとつと考えられる。このことから、PRTRは既存の法規制の運用と環境モニタリング等との総合的な関わりがあり、自治体と一体となった環境庁所管の法制化が望まれる。	22	行政個人
	PRTRの報告を地方自治体を經由せず国が直接集めることには反対。これまで地方自治体では水濁法・大防法・廃掃法等を通じて地域にある事業所に対しきめ細かな行政指導や情報提供、支援等を行ってきた。地域に密着した「お互いの顔の見える」良好な関係を保ってきたからこそ、地域の特色を持った環境質が維持できたのではないかと考える。化学物質を取り扱う事業所は大企業だけでなく中小様々な事業所があり、大企業のみをPRTRの対象としても実態は把握できない。PRTRがこれから重要性を増すことは必然と思うが、PRTRにきめ細かく対応し実のあるものにするためには、地方自治体の直接的な関与が不可欠。	24	研究個人
	報告は決して二重報告や上乘せ・横出し規制とならないよう、国が中心となって集計してほしい。(集計の途中段階で地方自治体を經由することも考えられるが、この場合でも集計の責任は国とすべき。)	25	業界団体
	PRTR制度の導入に伴い、地方自治体による環境汚染実態調査等が求められることとなり、大きな財政負担が強いられることになることから、国における財政支援制度が必要。	26	行政
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性に応じたきめ細かな対応を可能とするため、地方公共団体がこの制度の仕組みに関与することが望ましい。 ・逆に、地方公共団体が一切関与しなければ、PRTRデータを知り得たとしても対応に苦慮することになる。PRTRの趣旨である「行政・事業者・住民」の三者による「対話・参加・協働」が効率的に機能するものとする。 ・なお、地方公共団体により多少の温度差があると思われることから、広く地方公共団体の意見を聞いた上で、その最大公約数で対処してほしい。 	30	行政個人
	地域環境の保全に責任を負う地方自治体が能動的な役割を果たせるものとする必要がある。制度全体としては全国統一的なものを基本としつつ、地域の特性に応じた内容・手法で実施すべき。	31	行政
	<p>地方公共団体はかねてより、地域の環境管理の役割を担っており、将来もこの役割は変わらない。今後とも地域における確かな環境施策の確保のため、地方公共団体の役割について制度上明確にする。</p> <p>特に、地方公共団体の事業者等に対する技術指導の実績や地元住民との信頼関係を考慮し、報告数値の精度の向上と住民への集計結果説明の的確な実施のためにも、報告の徴収や結果の公表には地方公共団体を通じて実施すべき。</p>	33	行政

項 目	意見の概要	備	考
(7) 国と地方公共 団体の連携 (続き)	報告の制度の確保のため、報告の提出先は自治体とすべき。報告の受理、事業者へ普及・指導等を自治体の事務として明確に位置付けるべき。また、自治体の事務に伴い発生するコストについて、国において交付税措置等の財源措置を講ずるべきである。	35	行政
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告データの精度の確保のため、第三者のチェック機構として地方自治体による立ち入り権限を機構上確立する必要がある。また、中小企業も含めてできる限り漏れなく報告を求めるためには、地方自治体の努力が不可欠。 ・ 地方分権の考え方、リスク評価における地域性の考慮の重要性、非点源データの収集の点からも、地方自治体はくにとともにPRTRの主体となるべき。国は全国統一的内容・手法を定め、国が個々の生データを集めるべきでない。行政簡略化の観点からも、国は全国的なリスク評価を行うために必要なデータのみを自治体から集めることが实际的。 ・ 自治体は国の定めた対象物質の他に、地方の実情に応じた物質の追加指定を認めるべき。 ・ 国連関係などのPRTRについての文書にGovernmentの用語が用いられる際、地域政府も含まれることは明記されている。 	36	個人
	中小事業所あるいは家庭までも含めた総合的管理のため、国だけによる管理体制では不十分。よりきめ細かな、かつ迅速な対応の行える単位として、地方自治体による地域特性に応じた管理が必要。	38	大学
	地域住民の健康と環境保全は地方自治体の固有事務。また、地方自治体は従来、地域内の事業所について許可等に関与していることからかなりの情報と知識を保有する。従って、データをまず地方自治体で収集・管理し、これを中央官庁である環境庁に報告するシステムが望ましい。また、地方自治体は地域内の非点源情報について報告を行うほか、地方自治体の公共事業としての排出情報の報告を行う。	40	その他
	中央集権的で全国一律な制度導入を避けるため、地方分権を重視した行政の対応が求められる。特に、PRTRを地域ごとの環境管理に結びつけやすくするためにも、各事業所のデータを都道府県が集約し、その内容を把握すべき。	45	N G O
	PRTRは対象事業所が非常に多数になること、地域の実情に対応して運用することが必要となることから、実行部局(県・市町村等)の関与なしには実効的の制度とならない。	46	大学個人
	PRTRで扱う化学物質の排出によるリスクの問題は局所的なものが大半であり、こうした地域的特性を活かしてリスクを算出する上でも、行政からの情報伝達の簡易、スピード、達成度、迅速できめ細かいリスクコミュニケーションのためにも、地方自治体がPRTRデータを扱うことが圧倒的に有利であり合理的。国が集計することによるメリットは、地方自治体の横並びの比較ができることであるが、これは自治体から国への情報提供で達成できるものである。	78	個人
	身近な問題は身近な役所を通すべき。リスクコミュニケーションを自治体が行えるようになれば、N G Oがそれを後押しすることも行いやすい。国と企業が情報を持ちそれを自治体に提供する方針を取れば、リスクも大きく遅れると考える	84	大学個人

項 目	意見の概要	備	考
(7) 国と地方公共 団体の連携 (続き)	PRTRを生かしていくためには、地方自治体と国が一体となって、ピラミッド型に情報を集め正しく指導していく必要がある。このような面に地域と密着した地方公務員の力が生かされると思う。直接国が自治体を經由せずPRTRの報告を集める方法では、適切な運用ができないと考える。	93	大学個人
	PRTRにおける情報は、事業所による推定値に頼らざるを得ないため、行政は個々の事業者から提供されるデータの妥当性をできるだけチェックする必要がある。このためには、地域の環境行政を司る地方自治体が日頃の指導を通じて行うのが効率的である。よって、地方自治体は、PRTRシステムにデータ収集の段階から関わるのが適当である。	98	大学個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・一次集約は自治体が行うべき。自治体が行った方が国が行うよりも精緻な情報が得られる。 ・システムのクローズド化が進んでいないために環境放出量が多い中小企業からの情報収集は重要であるが、中小企業から正確な情報を得るためには地方自治体の積極的な協力が必要。 ・行政と企業とのリスクコミュニケーションの点からも地方自治体の関与が必要。 ・PRTRにより地域ごとのリスクレベルが明らかになれば、地域の実態に合わせたきめ細かな対応が必要となるが、その際には地方自治体の関与が必要不可欠である。 ・中小企業からの情報収集に関わる負担を地方自治体が申し出ているのに、国が正当な理由もなく断るのであれば、PRTRの導入について極めて消極的といわざるを得ない。 	99	大学個人
	地域住民がPRTR制度を活用できるようにするためには、地方公共団体の役割及び権限の強化が図られる必要がある。	105	N G O
	公害対策は、自治体が地域の企業と協定を蒸す偽、住民の意見を取り入れるなどして進めてきた経緯がある。これを基盤にPRTRを進めるのが現実的である。また、化学物質による影響を受けるのは地域住民、環境であり、それを守る役割がある自治体の協力無しでPRTRを進めるのは不可能である。	111	N G O
	PRTRの報告は、一旦地方自治体に収集され、その後に環境庁(省)に提出されるようにされたい。もし、地方自治体を经ずに環境等に情報が集められた場合、きめ細かな対応や指導ができない可能性がある。地域の環境保全という自治体の役割の観点からも、また地方分権の観点からも自治体の関与は必要である。	113	個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、全国統一的な内容、手法を決定、法制化する。 ・都道府県は、可能な限りきめ細かく報告方法等を周知徹底する。事業者を集めての説明会等の開催等。また必要であれば市町村の支援。 ・市町村は、事業者からの排出・移動量の直接的報告先。地域の環境管理を直接行っているのは市町村であり、住民を交えてのリスクコミュニケーションを行う上で、PRTR制度に直接関わり、事業者とのコミュニケーションを持つことが不可欠である。 	104	個人

項 目	意見の概要	備	考
(7) 国と地方公共団体の連携 (続き)	既に法制化されている諸外国の例を鑑み、いずれの国においてもPRTRが環境法制として位置付けられていることから、我が国においても環境庁を主体とした枠組みで実施すべきと考える。また、我が国における環境法制の歴史から言えば、地域性の大きい公害問題の性格から見ても、地方公共団体の関与が不可欠。事業者報告の一次窓口は自治体とすべき。	119	行政
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民、事業所とリスクコミュニケーションを図りながら、地域における環境リスク対策を総合的に推進していくためには、PRTR制度における地方公共団体の相当の関与が必要。具体的な役割としては、「事業者への調査依頼、説明会の開催」「事業者が排出・移動量を把握するにあたっての支援」「事業所からの排出・移動報告の受領、チェック、国への送付」「排出・移動報告がない事業所からの報告の徴収」「県内データ集計、解析及び公表」「県内データを利用した地域における諸施策の推進」等がある。 ・ 導入にあたり、自治体における課題としては、「地域におけるリスクコミュニケーション手法の確立」「地域におけるリスク評価のための指標の確立」「相応の財政負担が生ずることへの対応」がある。 ・ 「未報告事業者からの報告徴収」「排出・移動量データの利用(集計、公表)」「排出・移動量データを利用した地域における諸施策の実施」「大量は移出・移動事業者に対する削減勧告」「広域的影響が判明した場合の国への必要施策の実施要請」において、地方公共団体に必要な権限を付与する。 <p>化学物質の利用形態や影響に地域特性があること、市民参加型のリスク管理が必要なことを考えると、国の管理だけでなく地方自治体の役割は大きい。地方自治体の職員には、化学物質とその管理に関する専門的知識と、リスク管理への市民参加のためのノウハウが必要となる。</p>	120	行政
	化学物質の利用形態や影響に地域特性があること、市民参加型のリスク管理が必要なことを考えると、国の管理だけでなく地方自治体の役割は大きい。地方自治体の職員には、化学物質とその管理に関する専門的知識と、リスク管理への市民参加のためのノウハウが必要となる。	122	N G O
(8) 情報の公開等 についての考 え 方	(工場等の)近隣の情報公開が必要。エミッションレポートを希望する人に公開すべき。	03	大学個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・ PRTRの法制化に当たっては「知る権利」を明記すること。今までの部会の議論を聞く限りでは、「知る権利」について十分に議論が成されていない。 ・ 行政機関に届けられた情報は、限定的例外を除き全面公開を前提とする。請求ベースで公表するのでは不足。電子媒体の活用を考え、一律公表とすべき。資料には「わかりやすい形で報告」と記載があるが、そのような「わかりやすい」形とともに、詳細な情報も公表することが必要。そうした詳細情報により、事業者・自治体・N G Oが自らの目的のため情報を分析・加工できる。 ・ 企業秘密は検討すべきだが、一律のルールを決めることを合意すれば、それ以上の議論は不要。保護すべき企業秘密は厳格な判断基準・透明性を確保した手続きの下、認められるべき。 	04	N G O
	調査結果の公表リストは、環境ホルモン問題の時に生じた誤解を招かないようにお願いしたい。そのためには、対象物質を一律に扱わず、緊急調査対象物質など有害物質とそれ以外の物質を明確に区分する方法を検討してほしい。	08	企業個人

項 目	意見の概要	備	考
(8) 情報の公開等 についての考え方 (続き)	<p>情報公開は企業側の反発が予想されるが、現実にはこうした情報の公開が企業の不利益となることはなく、むしろ企業側が恐れているのは住民運動の高まりであろう。しかし、現在の企業と住民の好ましくない関係は情報の非公開に起因するものであり、すべての企業が等しく公開すればむしろ減少すると考えられる。情報の完全公開なくしては法律は意味を持たないとする。いずれにしても、一企業の目先の利益より、国民全体の健康・安全を優先しなければならない。</p>	10	大学個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・PRTRでは、化学物質のリスクが利害関係者によりの確に把握されることが重要。そのためには対象物質のリスク評価の確立等が不可欠。リスク評価を欠いたまま物質の排出量のみを公表することは、いたずらに社会的混乱を招く懸念があり、個別事業所ごとの公表については円滑な事業活動に支障をきたす恐れもある。 ・データの公表に当たっては、リスク評価の確立を早急に図る一方、国民(住民)の公正な判断等についてのレベルを見ながら、国単位・都道府県単位等の段階を踏んで逐次公表して行くべき。 ・化学物質の排出・移動状況の把握は、地域別公表で十分目的を達しうる。事業所別公表の必要性については、段階的公表の中で十分な検討の上で判断すべきである。 ・公表方法については、適切なコメントを付し、グラフィックな手法等を用いて一般に理解しやすい方法とすべき。 	12	企業
	<p>国や地方自治体は、PRTR制度の中で廃棄物処理等に係る諸データを公表してはどうか。</p>	13	企業個人
	<p>印刷インキのような混合物においては成分自体が重要な情報となり、ノウハウの公開となる場合がある。PRTRの実施に当たっては企業秘密条項の制定など、メーカーの秘密保持が可能となるよう十分な配慮が必要。</p>	14	業界団体
	<p>発生源者は好まないが、各社ごとのデータを国民に報告する方が、排出量抑制がより推進する。</p>	15	企業個人
	<p>企業は「特許」や「知的所有権」で十分すぎるほど保護されている。国民の知る権利を明記し、情報公開すること。</p>	17	NGO
	<p>事業所単位で排出データを公表してほしい。国民的規模で化学物質についての関心を高め、リスク管理についてのコミュニケーションを活性化するには、事業所が主体として認識されることが必要。メッシュデータでは、化学物質についての情報は共有されても、コミュニケーションの主体が不在となるおそれがある。</p>	21	大学個人
	<p>個別事業所データは、企業秘密などの特例を除き原則開示すべき。請求に応じた開示という考え方もあるが、最終的には開示される情報であり、請求側・管理側ともに無駄な手間とコストの浪費になる。</p>	23	NGO
	<ul style="list-style-type: none"> ・公表の方法については、トータルリスクの評価できる専門家の養成とリンクして、十分な準備段階を取って段階的に、たとえば、まず国単位からその結果のチェック&レビューを行って改善し、順次地域単位へと段階的に実施すべき。また、個別事業所データの公表はあくまで事業者の自主に委ねるべき。一つの方法として自治体の審議会と連携して地域説明会を実施することも考えられる。 ・企業秘密の保護については、公表に際し十分配慮した仕組みを考えるべき。たとえば国に中立的な機関を設置して統一した考え方にに基づき審査する等の検討を行ってほしい。 	25	業界団体

項 目	意見の概要	備	考
(8) 情報の公開等 についての考え方 (続き)	PRTRデータは、事業所データも含め一律公開とすべき。国民の「知る権利」は積極的に保証されるべき。	28	行政個人
	個別情報の公開について消極的な意見もあるが、世界的に見ても米国のTRI等のように個別情報を公開している例もあり、後発の日本が個別情報の公開を拒むのは時代の趨勢に合致していない。米国では、最初はトラブルがあったようだが数年で順調に運用していると聞いている。	29	行政個人
	データの公表については、個別事業所レベルまで可能な制度とすることが望ましい。	31	行政
	<ul style="list-style-type: none"> ・個別事業所データの公表について、データの一人歩きを心配する声があるが、海外の実績が示すように、杞憂に過ぎない。ただし、実際は初年度は別であることも考えられるので、個別事業所データの公表は、初年度から3年後までのデータを4年目に公表し、削減の実績とともに示すのがよいと考える。法令上もこのことを定めておくのがよい。 ・企業秘密の保持は地域の知る権利とバランスを取るべき。海外では、PRTRのみならずMSDSの組成物、新規届出の物質名などについて、細かく条件が定められている。TSCA新規物質届出書式のように、国が定めた条件に合致し、必要と考えた物質名を記した報告書とその部分のみ白紙にした報告書を自治体に理由とともに提出し、この機密保持の報告書のみを自治体が国の定めた政府機関(例えば通産省)に送り条件の合否を査定し結果を自治体に連絡することを提案する。 	36	個人
	狭い地域や点源のカバー率が低い等の場合には、一部事業者の排出量が過大評価されるおそれがある。従って、非点源や地域等の情報についても同時に集計・公表し、個別事業所の位置づけが公平に判断されるよう体制整備すべき。	39	業界団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・全体としての統計情報に加え、点源・非点源ごとに設定可能な事業所データも開示すべき。また、国民の知る権利を確保するため、検索を容易にしたインターネットによる簡易な情報開示、地方自治体における閲覧、CD-ROMによる情報提供、郵送など、複数の媒体により徹底した情報公開システムを採用すべき。さらに、情報公開は全て無料とすべき。 ・PRTR情報の公開と企業秘密の関係については、企業秘密の定義を明確にした上で議論すべき。現実的にはPRTR情報に企業秘密はほとんど含まれないと考えられる(技術上のノウハウは特許制度による保護が可能であるなど)ので、企業秘密を理由として情報公開が大幅に阻害されてはならない。少なくとも「公知の事項」は企業秘密とはできない。 	40	その他
	パイロット事業では各企業のデータが公開されなかったが、こうした公開制度の成立により各企業の環境リスク低減努力が期待される。企業ごと、事業所ごとの報告を義務付けるとともに、その結果を全て公開する制度とすべき。	41	N G O
	情報公開の手法については、各国の制度でも種々のものがあるように選択の余地があるが、重要なのはN G Oや個人が正当な理由をもって情報にアクセスした場合、原則として拒否されることのないシステムである。事業者が拒否する場合は、それが公表できない企業秘密であることを立証し、公的機関がその事実認定を判断するシステムが必要。	43	大学個人
<ul style="list-style-type: none"> ・市民が公表されるデータを積極的に活用するために、電子データは不可欠。排出・移動量集計値などだけではなく、それらの適切な解釈のため、毒性・物性データも詳細に電子データで提供すべき。 	45	N G O	

項 目	意見の概要	備	考
(8) 情報の公開等 についての考え方 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業秘密の保護に関しては、本来守られるべきものに限り、過剰に保護して情報公開を阻害しないようにすべき。また保護の根拠となる事項について、三者が合意し、それに該当する事項のみ保護を適用する仕組みを構築すべき。 ・地域ごとの環境管理を進めるため、市民が地域ごとの環境管理に参画して三者による合意を形成するため、個別事業所のデータ公開は原則公開とすべき。過渡的な対応として、開示要求があった場合に対応する制度を検討するケースがあると思われるが、手続きが煩雑で実質開示困難なものは避けるべきであるし、最終的には原則公開とすべき。 	45	N G O
	<ul style="list-style-type: none"> ・私たちの町でどのような農薬がどれだけ使用されているのかわかるような法律にしてほしい。 ・近隣のごみ焼却場から出る有害化学物質のデータがいつでもわかるようなシステムにしてほしい。 	52	個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・私たちの町でどのような農薬がどれだけ使用されているのかわかるような法律にすること。市町村役場が使っている殺虫剤の量(種類)もわかるようにすること。 ・地元の役所で、誰でも簡単にデータを入手できるようにすること。インターネット上でもデータ入手可能とすること。 ・データ入手料は無料とすること。 	53	個人
	市町村ごとに各化学物質の排出量をすぐ把握できるようなデータの公開をしてほしい。	62	個人
	自分たちの住んでいる町で様々な化学物質がどれくらい使われているか、またどのようなものがどれくらいあるかなどの情報がすぐわかるようにしてほしい。	64	個人
	ダイオキシンなどの排出量がどのくらいなのか町単位でわかるようにしてほしい。	69	個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・たとえばゴミ焼却場から出る煙が気流等の関係でどう流れていくのかシミュレーションでわかるようにしてほしい。 ・水田や畑で使用される農薬の量と性質がすぐわかるようにしてほしい。 ・車の排ガスの成分や性質、人体に与える影響がすぐわかるようにしてほしい。 <p>以上の情報はいつでも閲覧できるよう広く一般(インターネット、地方役場等)に、無料で公開してほしい。</p>	70	個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・住んでいる町で全体としてどれだけ農薬が使われているかわかる法律にしてほしい。 ・情報の提供は無料にしてほしい。 	73	個人
	<p>諸外国では個別事業所データを公表する国もあるが、調査に対する事業者の抵抗を小さくする為には、必ずしも個別データ公表を義務付ける必要はない。すでに自主的に個別データを公表する事業者も出ているように、一部では自主的な公表について期待が持たれ、その数も増えていくと予想される。地域別や業種別の集計結果の公表については、従来の指定統計における秘匿扱いの制度の実績があるのだから、それに準ずればよい。</p>	74	大学個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・個別事業所データについて、例外を認めず公表する。各事業所は、化学物質の使用に関して、住民や消費者に説明の義務がある。企業秘密については特許の利用や特許法の改善で対応すべき。公表はむしろ特許侵害や不正防止に役立つ。 ・安全性(事故時の対処等含む)や公害等については、私企業に対する情報公開法を制定する必要がある。 	75	個人

項 目	意見の概要	備	考
(8) 情報の公開等 についての考え方	環境ホルモンの視点から見ても、農作物にどれだけ農薬が用いられているかは心配。これから作られる法律によって、せめてその使用量がわかるようにしてほしい。	79	個人
(続き)	単なる専門家のためのデータベースではなく、広く住民のためのわかりやすい内容とし、いつでも入手できるシステムとしてほしい。	81	個人
	役所の資料をコピーできるようにしてほしい。情報公開の裁判が東京でしかできないのはおかしい。地方分権としてできるようにしてほしい。	88	個人
	土壌・水質の汚染度、汚染源がわかるようにしてほしい。	89	個人
	化学物質がどれだけ使用されているか、すぐわかるようにしてほしい。	90	個人
	情報の提供については、無料で、また分かりやすくしてもらいたい。	91	個人
	地方自治体において簡単に情報が得られるようにしてほしい。またインターネットによる広くデータを公開してほしい。	92	個人
	各都道府県庁において資料が無料閲覧、提供されるようにしてほしい。	96	個人
	情報は市民に分かりやすい形で、提供されるようにしなければならない。そのための一定の基準・ルールも必要である。	97	N G O個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として個々の事業所の情報は何らかの形で一般市民に提供すべきである。その理由としては、個々の事業者の削減努力を促すこと、地域住民がより身近な環境情報を入手できること、海外においては事業所ごとの情報に市民がアクセスできるようになっていることがある。これには数年間の準備期間をおくことも考えられる。ただし、PRTRの情報は、事業所による推定が基礎となっており、第三者が精査することは困難であるため、情報提供が事業所にとってメリットとなるインセンティブを生む必要がある。表彰制度等の必要性の検討も必要である。 ・データの情報提供にあたっては、ハザード、暴露に関する情報を併せて提供する必要がある。このため、他国で整備されているデータベースや環境調査等のデータとのリンクを検討されたい。 	98	大学個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質の排出について国民に知らせなければ問題も起きないという考えは許されない。有害物質を排出していながら企業秘密をたてに地域住民に知らせないということがあってはならない。 ・有害（とみなされる）化学物質の取扱量、環境放出量を全面的に開示するのは企業の義務である。企業は有害（とみなされる）化学物質と取扱い、国民にリスクを負わせることで自ら利益を得ている。 ・排出量情報の開示の判断は、行政や企業だけで決めるべきではなく、市民の意見も聞き、非開示の理由は明らかにすべきである。 ・個別情報のすべてが企業秘密になるというのは過剰保護である。 	99	大学個人

項 目	意見の概要	備	考
(8) 情報の公開等 についての考え方 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・国全体の排出量しか公開しないというのは、市民の健康を考慮していないことになる。情報は地域単位でなければ市民は自分に関係のあることと受け止めない。 ・地域単位で情報が出れば、事業者は自社の排出が地域にどれだけ寄与しているのか分かり削減に対する推進力になる。 ・最初は地域ごとでも、最終的には事業所単位で公開すべき。将来的には未知有害物質に対しても対策と取るべき。既知物質の情報を全面公開できないようでは期待できない。 ・ハザード情報が明確でないからこそ、暴露情報につながるPRTRの情報を開示し、全世界的な暴露レベルと比較できるようにすることが重要。 ・国民の疑念を払拭するためには、十分な情報開示が必要。 ・地方自治体、企業、環境NGO、環境NPO、内外の研究者が利用しやすいように十分な情報を電子媒体で開示することが重要。 ・情報の制度やカバー率についても伝える必要がある。 	99	大学個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・化学製品中の成分情報や個別事業所の環境情報の公開については、住民の知る権利を最大限保証するような制度化を検討すべきである。 ・全事業所から排出されるPRTRデータだけでなく、地域に立地する個別事業所ごとの排出データ及びリスクアセスメント結果が公表される必要がある。 	105	N G O
	有害物質の排出量が、その地域の学校等、児童や生徒を集めた施設に定期的に情報提供されるように望む。	110	個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・国は事業者からの報告データ（一次データ）を整理、整合性のチェック等を行い、個別事業所、化学物質ごとにインターネット等のデータを利用しやすい電子媒体等の形で公開する。それ以降のデータの加工、整理は、利用者側が中心になって行うべきで、行政はこれを支援する立場に徹するべきである。 ・個別事業所のデータは請求ベースではなく、一律公開が原則である。請求ベースでは国民の負担（時間的、費用的）が大きい。 ・企業秘密については、基準を設け、これを審査する手続きを定めればよい。透明性の確保が不可欠であるが、これは情報公開法でも共通する問題である。 ・最近、官公庁がインターネットを通じて様々な情報を提供しているが、政策的なサポート（アクセス料金等の値下げ等）が必要である。現状では電子媒体を中心とした情報発信は公平性に欠けることになり問題である。PRTR予算で、地域にインターネット端末を整備する、あるいは教育機関の施設及び人材を活用するなどのインフラ整備が必要である。 	104	個人
	いつでもどこでも情報を簡単に、無料で入手できるようにしてほしい。	49	個人

項 目	意見の概要	備	考
(8) 情報の公開等 についての考え方 (続き)	事業者は環境保全の立場から積極的に化学物質情報を管理し開示することが望ましい。また、利害関係者へのお知らせ、わかりやすい形での公表を工夫することが必要。	121	N G O
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域リスク把握と管理のため、市民・企業・行政の対等な立場のため、知る権利の保障のため、原則的に事業所ごとの情報を公開すべきと考える。 ・ インターネットを利用した電子情報の他、市役所や公民館、学校、図書館等で紙情報としていつでも市民が容易に情報を入手できる体制が必要。また、情報の内容は市民にできるだけわかりやすくすべき。 	122	N G O
	PRTR制度は企業秘密にはかからないと考える。	124	N G O
(9) リスクコミュニケーションの 在り方	中小企業や市民に有害排出物(自動車の排気ガスなど含め)を出さないようにさせるためのきめ細かな教育が必要。	03	大学個人
	「環境ホルモン汚染」問題がマスコミに大きく取り上げられた際に、データの一人歩きが見られたが、こうしたことは消極的な判断から生まれるものとする。化学物質の正確な有害性情報を提供するとともに、疑わしきはその旨明言するなど、環境庁は強いリーダーシップを取ってほしい。	11	企業個人
	リスクコミュニケーションにおけるN G Oの役割の大きさについて言及されていない。残念ながら我が国においては、N G Oは未だ発展途上であり、十分な社会的機能を果たすに至っていない。行政からの支援も必要と考える。	23	N G O
	知る権利としてのPRTRは重要。また、PRTRに限らないが、国は、ゼロリスクは不可能であること、許容しうるリスクの考え方をもっと国民に理解できるようにはっきり述べる必要がある。	36	個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・ データの共有・理解のための説明は必要だが、それが化学物質等の大量使用・排出の言い訳になってはならない。危惧すべきは「データの一人歩き」ではなく「データの隠匿」や、危険性を矮小化・曲解した解説の流布と考える。 ・ リスクコミュニケーションの観点からの事業者の自主的データ公表が望ましいのは言うまでもないが、それが公的制度の導入を遅らせる理由になってはならない。 	41	N G O
	リスクコミュニケーションにおけるNGOの役割を明確にし、NGOのデータ解析能力、検証能力をサポートする公的制度を明示してほしい。	72	N G O 個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・ データの一人歩きについても、事業者側が説明責任を負うべき。一人歩きがどれだけあったとしても、透明性と安全性を優先する必要がある。 ・ たとえ現時点で法的違反があったとしても、公表を優先させる法的措置が必要。 	75	個人
	市町村等で、化学物質の専門的な知識を持った人を養成すると同時に、広く民間にも講習会を開くなど、データベースを作るのと同様進行でソフト面での取組をしてほしい。	81	個人
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民・事業者(産業界)・行政で化学物質に対する情報を共有化してリスクを管理・低減するために、一緒に考え取り組む基盤が必要である。こうしたことをPRTRの中で実現することが今後重要になると考える。 	97	N G O 個人	

項 目	意見の概要	備	考
(9) リスクコミュニケーションの在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は知る（学ぶ）努力が必要である。知ることによりいかに対処すべきか、いかにあるべきかを実行することにつながる。 	97	N G O 個人
(続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報は単なる量的情報だけでなく、リスク情報に変換するための情報も提供すべき。できない場合はその理由を伝える必要がある。 ・化学物質によっては情報が少なくリスク評価ができない物質もあるが、情報が無いということを伝えるだけでも有用。リスク評価はできる範囲内で。 ・確かでない情報でも隠すよりは確かでないことを明示して伝えるのが誠意。 ・情報はできる限りオープンにして市民に意見を求めることが必要。また、その意見に対し、今何ができて、何ができないか、その理由は何か、オープンにすることが必要。 	99	大学個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションには、全国統一的なもの地域固有なものがあり、目的も手法も異なる。 (1)全国的なもの：制度全体に共通する問題については、国が中心となり、各セクターの代表者から構成される審議会の設置とその透明性を持った運営などの取組が必要だと思ふ。 (2)地域的なもの：日本におけるPRTR制度においても、アメリカと同様法律に明記された形での行政のよる何らかの「場」の設置が必要である。しかしコミュニケーションの主体はあくまでも事業者と市民であり、それをサポートする行政組織は市町村単位となるのではないか。また、このような「場」の運営については、法律で最低限の原則を規定してほしい。 ・市町村における問題処理能力は過去の経験等によって地域差が大きく、経験の乏しい地方における問題が懸念される。このような場合、個々の経験が蓄積できるN G Oによる全国ネットワークが有効である。国民や事業者からの問い合わせについてもこのような組織が窓口になればよいのではないか。 ・すべての化学物質は利便性を持つとも何らかの環境影響を持つが、科学的にすべてが解明されることは不可能である。このようなもとでは、リスク管理は、最終的には個人の価値判断に帰結する問題で、それ故に情報公開を前提とした自己決定が求められる。「不確実なことを公表すれば、いたずらに不安を招くだけ」という理論は成り立たず、積極的に不確実なことを公表する姿勢を持ってほしい。 	104	個人
	PRTR制度の効率的な運用と改善を図るため、行政、事業者、国民（地域住民）、専門家等が加わった各級（国、都道府県、市町村）ごとの委員会を設置すること。	105	N G O
	一般市民にPRTR情報を翻訳して伝える上では、今後は環境N G Oの役割が大きくなると予想されるが、日本では欧米と比較してそのような環境N G Oが十分育っていない。市民参加も含めた化学物質の環境リスク対策を行うため、環境N G Oが育つ基盤づくりを国は積極的にしていくべき。	122	N G O

項 目	意見の概要	備	考
(10) PRTRデータの活用の在り方	データの活用は各主体の自発性に委ねるべき。国が支援策を講ずることを妨げるものではないが、自発性をそぐような制限を入れるべきではない。	04	NGO
	PRTRはあくまでも各主体がリスク削減のために活用する道具であるが、国民にとって情報を得た次のステップが見えてこない。単に地域の排出量情報が得られ、個別の事業所と対話をするだけでなく、地域レベル、全国レベルで行政、事業者等と同じテーブルでリスク管理に参加できる仕組みを別途作るべき。	23	NGO
	S(状況)だけでなくE(影響)の側面でもモニタリング活動を充実してほしい。環境ホルモンのような化学物質による影響は今後長期的に監視していく必要があるが、経済的にも長期に継続して取組の可能なのは公的機関に限定されると思う。国の責任でモニタリングを実施してほしい。	21	大学個人
	<p>今後の化学物質による環境リスク削減対策は、国際動向を踏まえて政策を決定すること。現在、国際的な化学物質管理対策は、以下のような傾向になっていると思われる。</p> <p>特定物質による環境汚染リスク対策から、総合的なリスク削減へ</p> <p>潜在的な汚染物質対策の充実へ</p> <p>多様な利害関係者の政策決定過程への参加へ</p> <p>国際的かつ地球規模の汚染削減へ</p> <p>これらを実現する最大公約数的な課題がアジェンダ21の第19章に示され、PRTRは今後この分野における重要な道具として位置付けられている。日本でも制度の全段階における多様な利害関係者の参加や潜在的な汚染物質によるリスク削減に十分有効となるよう設計すべき。なお後者の観点からは、「有害性のある物質」に限らず「有害性につき蓋然性のある物質」も対象とすることが必要。</p>	04	NGO
	排出・移動量の報告の義務化も大切だが、排出量をいかに削減していくかの答申がほしい。データの取扱い、公表にこだわりすぎていないか。ただ減らせというのではなく、どのように減らすか、代替は、ということをもっと討議してほしい	20	個人
	PRTRによるデータの公表により、国民に不安を生じさせないためには、個々の化学物質の暴露量と健康影響の把握等が必要なことから、国が率先して許容摂取量等の設定のための研究や情報の収集等を行うことが必要であり、また、国民への正しい情報の提供について十分な措置が講じられるべき。	26	行政
	行政への報告等の増加による事業者負担を考慮し、また統合的な環境施策のツールとする観点から、将来的には、SOx、NOxをはじめ、フロンガスや温暖化ガス、廃棄物量などの報告を統合し、あらゆる環境負荷についての把握・公表が可能となる制度とされたい。	32	行政個人
	PRTRデータにより、発生源周辺のリスク評価を行うために必要なのは、発生源のデータであり、たとえば会社単位で集計したデータは、リスク評価にはあまり役に立たない。	36	個人

項 目	意見の概要	備	考
(10) P R T R データの活用の在り方	製造や加工以外の事業や国民生活においても環境の負荷を低減させることについては賛成だが、そのために必要な有害化学物質の商品における含有等に関する情報の開示といった制度の裏付けが必要。	41	N G O
(続き)	PRTRデータは事業者のみならず住民・行政が利用することになる。特に地方公共団体はこれらのデータを最も活用することが考えられ、そのためには(地方分権の意味からも)米国のように政府と地方公共団体が情報を共有することは重要。ただし、現状では自治体で情報処理能力等に差があり、自治体に対する啓発・教育プログラムを考えるべき。また、地域のNGOや個人が利用しやすいようインターネットを使った情報提供の他、教育などPRTR理解や周知が望まれる。	43	大学個人
	PRTRは基本的に知る権利を充足するために行うものだが、一方で行政が環境行政やその基礎研究に役立てるため(排出抑制技術の適用可能性の予測等)に行うより詳細な情報を含んだ調査(炭化水素、有害大気汚染物質排出実態調査等)がある。PRTRの情報自身は概括的すぎて行政目的には使えない。両者の関係としては、以下の二通りがあり得る。 1)PRTRをこうした行政調査の予備調査として位置付ける。PRTRの方が対象物質が広いとの前提。 2)排出実態調査等の結果から得られる詳細情報を集約してPRTRに組み込む。 いずれにせよ、両者の重複を避ける調査体系であるべき。	74	大学個人
	国民に理解しやすい形で情報を客観的に公開し、消費生活面で環境負荷のより少ない道を選べる助けとなるように考えていただきたい。	102	個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・ PRTRの結果、ある化学物質による環境負荷が増大している傾向が見られる場合、当該物質に焦点を当てての詳細なモニタリング、ハザード情報の充実、排出抑制技術や代替物質の研究・開発、あるいは排出量規制への以降は当然検討されるべきである。しかし、このような物質は、複数存在すると考えられるし、地域的偏在もあるであろう。 ・ 研究開発の優先順位付けが必要であり、基礎情報としては現在OECDで進められているSIDSの高生産量既存化学物質点検等の国際的取組への事業者の積極的な参加と公的な促進、支援が必要である。 	104	個人
	国は都道府県間における化学物質排出・移動の状況及び全国的状況に応じ、広域的な観点から化学物質対策を実施する。	120	行政
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理、削減に向けどういうシステムをセットするのか、全体としての考え方を示してほしい。 	124	N G O

4. 今後取り組むべき事項

項 目	意見の概要	備	考
4-1 科学的知見の整備・充実 (1) 基本的な情報の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の有害性については、国際的にも科学的知見が不十分なのが現状。加えて、「ハザード情報が整備されればリスク管理はできる」「科学的に解明されたハザード情報がなければリスク管理はできない」といったイメージの議論や、リスクについて常に定量的な物差しが決めうるかのような意見が審議等で見受けられるが、これは誤りとする。物差しがないからこそ、PRTRのような新たなシステムが考えられるようになってきているのであり、こうしたリスクについては情報公開させ社会の監視に任せるべき。 ・ハザード情報・リスク情報の不備をPRTR制度実施遅延の理由としないこと。 	04	N G O
(2) 環境リスク評価の充実と活用	<p>対象物質数の多さ、データ収集に要する時間と費用等を考えると、何らかの優先順位付けが必要と考える。有害性、難分解性、生物濃縮性等の一定の基準に基づき効率的な資源の配分がなされるべき。</p>	23	N G O
4-2 国際的なPRTRの普及と協調のための取組への参加 4-3 科学物質に関する国際的なリスク評価・管理への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質は現在の生活に欠くことのできない有益な、便利なものだが、長期間微量摂取された場合、強弱の差はあるとしても、人体や生態系へのリスクの可能性がある。従来は公害問題に端を発して法規制が行われてきたが、10万にも及ぶ化学物質の毒性や生態系へのリスクの評価は各国分担で進めても膨大な時間を要し、手遅れになることもありうる。 ・発がん性を中心とした有害大気汚染物質規制としては、オランダ、スウェーデン、米国はリスク評価を基に規制基準を定めているが、ドイツ、スイスは、リスク評価には長時間を要し、また精度も十分に評価できないことから、毒性に応じ発がん物質と非発がん物質にクラス分けし、総括的に化学物質の排出量を抑制し環境へのリスク低減を図っている。個人的にはドイツ、スイスの方法が好ましいと考える。 ・PRTRは行政・地域住民・企業が一体となって理解と意識を高め、自発的に化学物質の環境への排出量を総括して抑制することで、非常に期待されている制度と感じている。 	15	企業個人
他	<p>環境負荷の低減を図るためには、事業者はもとより非点源排出者である国民各界各層の理解と協力が必要なことから、環境リスク評価の充実と評価においては、事業者及び国民の各々の役割や責務等の内容を明記すべき。</p>	26	行政
	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が、地域における環境リスクを評価できるよう、市町村あるいはそれ以下のレベルで評価が可能なシステムを開発されたい。 	31	行政
	<p>化学物質がユーザーでどのようにどれだけ使用されているかについては、メーカー側では企業秘密に阻害され把握困難な場合が多いため、産業界が総合的なリスク評価を行うことは困難である。PRTRデータを最も有効に活用しリスク評価を行えるのは、事業者ではなく行政である。</p> <p>一方ハザードデータの充実については、OECDのHPVプロジェクトにおける海外の実施状況でも明らかとなっており、本来業界の任務である。</p>	36	個人

項 目	意見の概要	備	考
(前ページ続き)	PRTRの制度化においては公表データが的確に理解されることが必要なため、対象物質のハザード・リスク評価を充実させることが必要。その上で、いたずらな不安をあおることのないよう、行政サイドにおいて、健康影響等との因果関係をわかりやすい形で情報公開するなど、リスクコミュニケーションの進展に寄与する仕組み作りも必要。	39	業界団体
	環境庁は、我が国の国際貢献の一環として、またPRTR制度の一層の充実を目的として、海外のPRTR関連情報との相互比較や集計が可能となるよう、海外データベースとの連携が必要。	40	その他
	国際的なPRTRの普及と協調のための取組、国際的な環境リスク評価・管理への協力等はいずれも重要だが、国際的な取組がより実効的なものとなるよう日本がリーダーシップを取っていくべき。	41	N G O
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境庁は日本国内で販売されている化学物質を登録し、かつその物質の性質、人体や環境に及ぼす影響、処理方法などの情報を国民が要求できるシステムをつくる。 ・ 各国と連携して、化学物質に関する情報をインターナショナルに公開するとともに、化学物質の製造規制を行う。 ・ 化学物質の環境中の濃度や残量などの測定を行う。 ・ 環境庁は環境保全のための機関であり、許可を行う機関ではない。 	42	N G O
	データの一人歩きや国民の不安というような観点に対応するには、長期的には教育機関に対してもっと積極的な働きかけがあってもよいと思われる。	46	大学個人
	各化学物質の有害性に関する情報を提供してほしい。	62	個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境モニタリングデータ、環境排出量データ、有害性データ等の基本情報の整備は、誰の負担で行うのか。具体的には汚染者負担原則の部分と受益者負担として行政あるいは国民が負担する部分があるが、どのように公平性を持って責任を分担していくのか。環境庁として方針を明確に示してほしい。 ・ 環境モニタリングは自治体による地域環境管理あるいは国家的な環境政策策定のためのデータであり、全国統一的な総合調査であるため、行政による実施が望ましいが、排出量データや有害性データは基本的には製造者あるいは輸入者が有害性（無害性の）立証責任を負うべきである。 	104	個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在市場に出回っている10万種以上に及ぶ化学物質による生態系や人体への影響を把握するため、世界各国の協力体制の確立が必要である。このために、各国にある日本大使館等に情報収集担当部門を設置することが必要である。 ・ 海外で行われる化学物質に関する国際会議等への政府や自治体関係者及びN G O市民団体等の派遣に積極的に取り組むこと 	105	N G O

5. その他

項 目	意見の概要	備	考
手続き面	<p>今回の諮問内容のような、これまでの枠にはめられない新たな問題を検討するのに、既存の審議会メンバーと審議スタイルで十分な検討が可能なのか、大いに疑問。例えば、生態系など環境に与えるリスクも同様に検討することになっているが、委員の中に野生生物や生態学の専門家や自然保護分野のNGOは見当たらない。審議スタイルも、国民意見を聞く機会を設けたことは評価できるが、現実的にはほとんどの国民は審議内容すら知らない。環境リスク対策への国民参加の重要性を考えれば、事前に国民の関心を向かせる仕掛けをするなど、新しい審議会の進め方をしてもよい。</p>	23	NGO
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民意見の募集期間があまりにも短く、募集案内が国民に十分伝わっていなかった。募集期間をもっと十分に取り、周知を図るとともに、国民意見募集の結果をどのような理由でどのように立法に反映させるかについても公表を希望。 ・ 増えつつあるNGOやNPOの社会的貢献のため、たとえば環境関連NPOの環境庁登録制度を設け、意見書を募集する際には各登録団体の代表者に電子メールで連絡するなどの方法を探ってはどうか。 	40	その他
	<p>今回は広く意見公募が知らされていないようなので、これからは新聞、ラジオ、テレビ等を利用して本当に人々の意見が取り入れられるようにしてほしい。</p>	61	個人
	<p>今回の意見募集はどのようなルートで国民に呼びかけたのか。このような命の安全に関する情報は、もっと広く国民のもとに届く呼びかけ方をすべきではないか。</p>	66	個人
	<p>国民意見を募集するときなどは、市町村レベルでも広報で情報が伝わるようにしてほしい。</p>	68	個人
	<p>法制度化は極めて重要だが、制度の目的と理念があいまいなまま形として作るものであってはならない。なによりもまず国民的合意がなされることが必要。その点から、保健部会構成員に疑問を感じる。パイロット事業の技術検討委員や、NGOサイドの委員がいないのはなぜか。パイロット事業の検討がどのように活かされているのか、制度を作っていく最初の段階から「リスクコミュニケーション」に背を向けるものとなっているのではないか、疑問を感じる。</p>	72	NGO 個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の対策に対し、国民の意見を公募するようになったことについては喜ばしいが、具体的説明がほとんどなく、とても積極的に意見を求めているという姿勢が見られないことが残念。 ・ 難解すぎて、リスクコミュニケーションを目指しているとは考えにくい。PRTR制度の目的、概略、現在までの主な議論について分かりやすく記述した上で意見を求めるべき。 ・ 何か意見を出そうとしても、多くの人は何を求められているか理解する前にあきらめてしまうのではないか。それは意見する人をふるい分けしていることと同じであり、幅広い意見は求められないはずである。 ・ わずか1ヶ月という短期間で、ほとんど広報活動もないまま消極的に行われた公募が、幅広い意見を聞くための手段とは思えない。 ・ 意見募集の標題が「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について」とされているが、「PRTR制度の在り方について」という標題の方が分かりやすい。少なくとも副題があってもよかったのではないか。 	99	個人

項 目	意見の概要	備	考
手続き面 (続き)	・意見を求めたら、それをまとめて、それに対する回答も含めて公開すべきである。	99	個人
	「国民意見の募集」について周りの人も誰も知らなかった。もっと新聞、テレビを使って幅広く意見を募集してほしい。	107	N G O 個人
	環境庁が意見募集をしていることを締切間際に知った。国は本気で国民の声を聞こうとしているのか。単なるセレモニーに感じられる。	108	N G O 個人
その他	遺伝子組み替え作物を使用している企業または可能性のある企業を全て公開してほしい。	44	個人
	・原発から出る放射能の測定を実施し国民に知らせてほしい。 ・オゾンホールによる影響と、その予防法を国民に知らせてほしい。	50	個人
	電磁波の人体への影響、および各地の電磁波の測定結果を知りたい。	65	個人
	地球温暖化会議の後、強い姿勢の見られないまま、CO2を出して平気な顔をして知る私たちの生活はいつまで続くのか。どうか私たちの子供たちの未来を考えてほしい。企業の言いなりにならず、先進国と呼ばれたいならば努力を惜しまないでほしい。お金社会の歯車で終わらないでほしい。各自治体の取組の遅れているところには権限として強く指導できるような仕組みを作ってほしい。情報を広く目に触れる形の働きかけをして2000年までにはしっかりした形の取れる方法を見いだしてほしい。	100	個人
	絶縁気体として変電所等で用いられているSF6について 学校のそば、住宅地の中でも、反対運動をしても正当な施設として建設される変電所で使用されているSF6については、高温になると毒性が強く、地球温暖化係数も大きいSF10になるといわれ、大気中への放出量は年々増加している。地球温暖化防止京都会議でもSF6は削減対象とされ、通産省も指針を告示し電力会社に指導しているが、代替ガスの開発のめどは立っていない。このような現実の中でも電力関係施設は増え続け、周囲の環境について考慮されていない現状がある。電力の話し合いの余地のない体質と、ごり押しには目が余る。御一考願いたい。	106	個人

【 . P R T Rの呼称に関する意見・提案】

No	提案・意見	理由・説明
02	環排登録	
03	P R T Rでよい。(エミッションレポート作成のためのP R T R)	
04	環境負荷物質情報登録	
05	環境負荷登録	
06	化学物質排出登録	
07	「ポリトレ」	ポリユ-タント リリース アンド トランスファー レジスター
08	化学物質環境排出量の登録	
09	環境排出移動登録	
13	排出物報告(法)	
17	化学物質対策環境改善法	
20	プリスク、プリター、プリット、プリーター	
23	一刻も早くわかやすい名称のもとで本制度をPRしていくことが重要	
32	ERMS(エルムス)	Environmental Risk/Release Management System
45	環境汚染物質登録	PRTRや環境汚染物質は移出移動登録ではわかりづらい
62	環境汚染物質の徹底追跡調査	
64	パルタア	
71	プルトル	
75	ドクゴミ登録	わかりやすい
77	PRTRのままが一番良いが、日本語では環境排出・移動登録	対象物質は必ずしも環境汚染物質ではなく灰色物質がメイン
94	プリトル、パーター	
101	化学物質排出管理データベース	
106	英語ローマ字が氾濫する中、カタカナかひらがなで覚えやすい名前を	
109	Xeno-Biolisis-Cide作戦(ゼノサイド又はゼノ-BS)	Xeno(外部の)-Biolisis(生命現象の破壊)-Cide(毒物)
113	化学物質管理制度(法律名は「化学物質登録管理法」)	
114	おせん	
115	化学物質管理帳	
124	環境汚染物質管理システム	